

目 次

1	諮問・答申件数	1
2	答申結果の分類	1
3	中間答申	1
4	取下げ	1
5	平均処理期間・審議回数	2
6	各部会の調査審議回数	4
7	口頭意見陳述及び口頭説明聴取の実績	4
8	指名委員の活動実績	4
9	特徴のある事件	4
9-1	不存在事件	5
9-2	存否応答拒否事件	5
9-3	文書の特定を争う事件	5
9-4	適用除外事件	6
9-5	逆FOIA（第三者不服申立て）事件	6
9-6	行政文書等非該当事件	6
10	インカメラ	6
11	ヴォーンインデックス	6
12	地方での口頭意見陳述聴取の実施	7
13	付言の実績	8

平成16年度の調査審議等の状況

(平成16年4月～平成17年3月)

1 諮問・答申件数

平成16年度の諮問件数は774件、答申件数は720件、未済件数は446件となっている。

なお、平成13年度から平成16年度までの総諮問件数は2,784件、総答申件数は2,255件となっている。

[平成16年度]

(単位：件)

	諮問件数	答申件数	取下件数
行政機関	692	671	33
独立行政法人等	82	49	3
累 計	774	720	36

(注) 答申件数の行政機関と独立行政法人等の別は諮問時の別による。

[平成13年度～平成16年度]

(単位：件)

	諮問件数	答申件数	取下件数	未済件数 (年度末)
行政機関	2,638	2,161	77	400
独立行政法人等	146	94	6	46
累 計	2,784	2,255	83	446

(注) 答申件数の行政機関と独立行政法人等の別は諮問時の別による。

2 答申結果の分類

平成16年度に出された答申件数(720件)のうち、諮問庁の判断は妥当でないとしたもの(一部妥当でないとしたものを含む)は、217件(30.1%)である。

諮問庁の判断は妥当でないとしたもの	24(3.3%)
諮問庁の判断は一部妥当でないとしたもの	193(26.8%)
諮問庁の判断は妥当であるとしたもの	503(69.9%)

3 中間答申

平成16年度においては、運営規則24条3項(旧運営規則22条3項)の規定に基づく中間答申の実績はなかった。

4 取下げ

平成16年度における諮問事件の取下げは、合計で36件である(行政機関33件、独立行政法人等3件)。

諮問庁別にみると、行政機関では、厚生労働省24件、法務省4件などとなっている。また、独立行政法人等では、社会保険診療報酬支払基金2件、国立大学法人名古屋大

学1件となっている。

取下げの理由をみると、全部開示したものは6件、不服申立人の自主的な取下げは29件、諮問に非該当1件となっている。

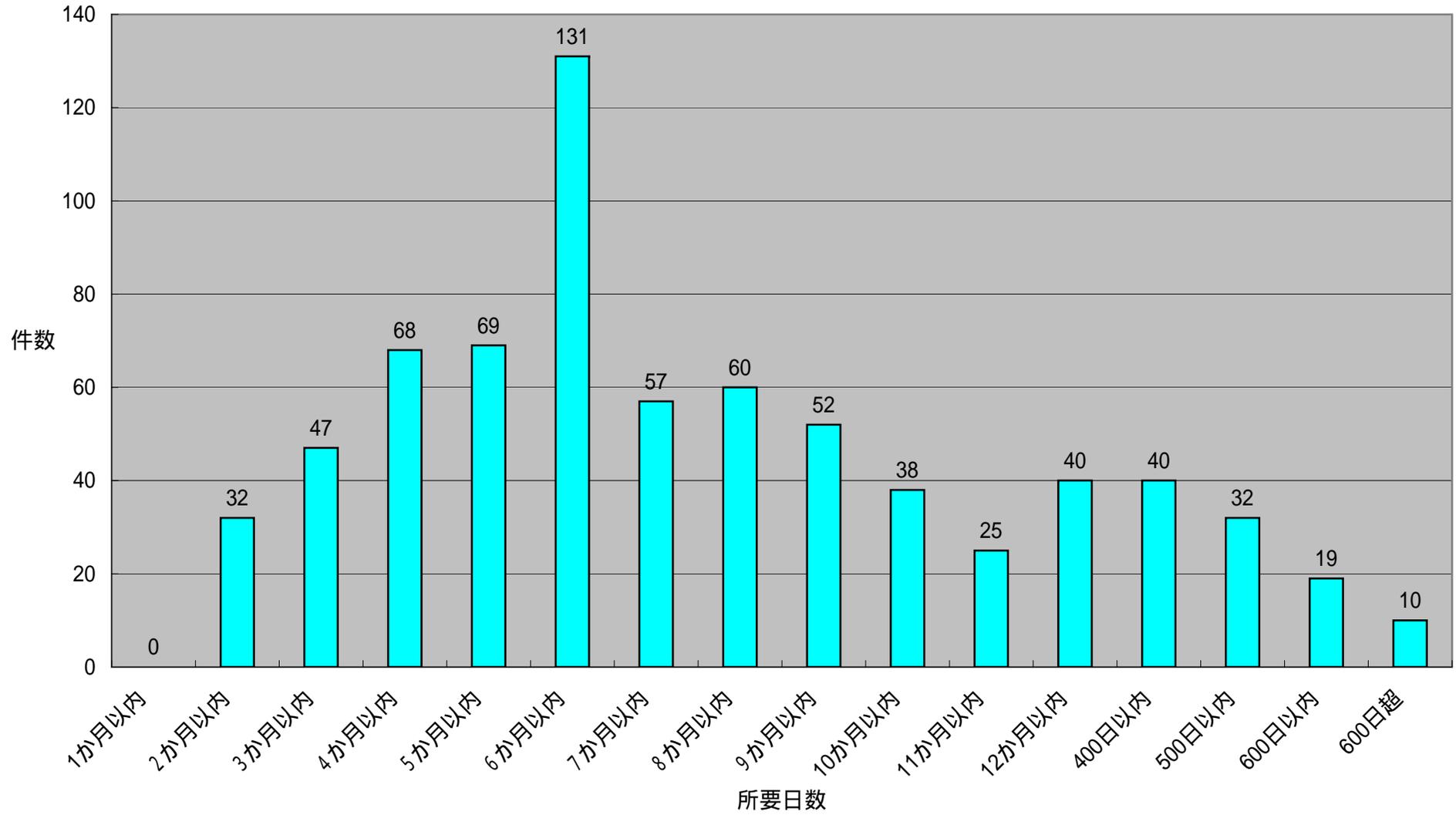
5 平均処理期間・審議回数

平成16年度の答申(720件)について、平均処理期間及び審議回数は222.5日、3.1回であり、最短の事件では39日で処理が終了しており(16(行情)答申281、16(行情)答申559)、最長の事件では642日かかっている(16(行情)答申232)。

なお、答申までの所要日数の分布をみると、次のとおり、6か月で答申をしたものが最も多くなっている。

所要日数	答申数(件)	割合(%)
1か月以内に答申	0	0
2か月	32	4.4
3か月	47	6.5
4か月	68	9.4
5か月	69	9.6
6か月	131	18.2
7か月	57	7.9
8か月	60	8.3
9か月	52	7.2
10か月	38	5.3
11か月	25	3.5
12か月	40	5.6
400日以内	40	5.6
500日以内	32	4.4
600日以内	19	2.6
600超	10	1.4

答申所要日数



6 各部会の調査審議回数

各部会は、原則として1週間に1回のペースで調査審議を行った。

	調査審議回数
第1部会	44回
第2部会	43回
第3部会	43回
第4部会	45回

7 口頭意見陳述及び口頭説明聴取の実績

平成16年度の答申(720件)についてみると、不服申立人から口頭意見陳述を聴取したとする記載のあるものは63件であり、諮問庁から口頭説明を聴取したとする記載のあるものは412件である。

- (注) 1：一つの事件について、双方ともに実施されることも多い。
2：部会又は指名委員による聴取実績である。

8 指名委員の活動実績

平成16年度の答申(720件)についてみると、343件について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下、「情報公開法」という。)30条(注)に基づき指名委員が口頭意見陳述又は口頭説明の聴取を行っている。

- (注)：本条は、平成17年4月1日より、情報公開法から削除され、情報公開・個人情報保護審査会設置法12条が適用されている。

9 特徴のある事件

存否応答拒否事件、不存在事件等の特徴のある諮問事件については、平成16年度の様子は以下のとおりであり、不存在事件が全諮問事件数の15.8%と最も多く、次に逆FOIA(第三者不服申立て)事件が全体の13.4%と多い。

(諮問)

単位:(件)

	行政機関	独立行政 法人等	合計	備考 (全諮問件数に占める割合)
不存在事件	114	8	122	15.8%
存否拒否事件	59	5	64	8.3%
文書の特定を争う事件	38	0	38	4.9%
適用除外事件	5	0	5	0.6%
逆FOIA事件	103	1	104	13.4%
行政文書等非該当事件	1	2	3	0.4%

(答申)

	行政機 関	独立行政 法人等	合 計	備 考 (全部を妥当でないとした答申数)
不存在事件	108	6	114	行政機関4件、独法人等1件
存否拒否事件	61	5	66	行政機関3件、独法人等0件
文書の特定を争う事件	24	0	24	行政機関0件、独法人等0件
適用除外事件	5	0	5	行政機関0件、独法人等0件
逆FOIA事件	50	0	50	行政機関6件、独法人等0件
行政文書等非該当事件	0	2	2	行政機関0件、独法人等0件

9 - 1 不存在事件

不存在事件については、平成16年度では122件(行政機関114、独立行政法人等8)の諮問を受け、平成16年度以前の諮問も含め、114件(行政機関108、独立行政法人等6)について答申を出している。

この不存在事件に関する答申のうち、妥当でないとされたもの(文書が存在するとされたもの)は、海上保安庁2件、法務省1件、国税庁1件、社会保険診療報酬支払基金1件の5件である。

	答申番号 (不存在が妥当でないとされたもの)	備 考
平成16年度	171、502、503、519、(独)39	

9 - 2 存否応答拒否事件

存否応答拒否事件については、平成16年度に64件(行政機関59、独立行政法人等5)の諮問を受け、平成16年度以前の諮問も含め、66件(行政機関61、独立行政法人等5)について答申を出している。この存否応答拒否事件に関する答申のうち、妥当でないとされたものは、防衛庁、財務省、国税庁の3件である。

	答申番号 (存否応答拒否が妥当でないとされたもの)	備 考
平成16年度	21、384、521	

9 - 3 文書の特定を争う事件

文書の特定を争う事件については、平成16年度に38件(すべて行政機関)の諮問を受け、平成16年度以前の諮問を含め、24件(すべて行政機関)について答申を出している。この文書の特定を争う事件に関する答申のうち、全部が妥当でないとされたものはないが、3件(法務省2件、国税庁1件)について、対象文書を追加で特定すべきなど、一部妥当でないとされている。

	答申番号 (文書特定が一部妥当でないとされたもの)	備 考
平成16年度	362、492、510	

9 - 4 適用除外事件

適用除外事件については、平成16年度に5件(すべて行政機関)の諮問を受け、平成16年度以前の諮問を含め、5件(すべて行政機関)について答申を出している。この適用除外事件に関する答申のうち、妥当でないとされたものはない。

9 - 5 逆FOIA(第三者不服申立て)事件

処分庁が開示するとした部分について、第三者が当該部分の不開示を求める逆FOIAに関する事件については、平成16年度に104件(行政機関103、独立行政法人等1)の諮問を受け、平成16年度以前の諮問を含め、50件(すべて行政機関)について答申を出している。

この逆FOIA事件に関する答申のうち、その全部が妥当でないとされたものは、すべて同類の事件であるが、総務省の6件である。

	答申番号(逆FOIAを認めるもの)	備考
平成16年度	606、607、608、609、610、611	

9 - 6 行政文書等非該当事件

行政文書等非該当事件については、平成16年度に3件(行政機関1、独立行政法人等2)の諮問を受け、平成16年度以前の諮問を含め、2件(すべて独立行政法人等)について答申を出している。

この行政文書等非該当事件に関する答申のうち、妥当でないとされたものはない。

10 インカメラ

平成16年度の答申(720件)についてみると、対象文書を見分したとの記載があるのは513件となっている。

(注): 答申の調査審議の経過欄に、「本件対象文書の見分」等と記載されている答申数である。対象文書が存在しない場合、一定の様式に記入された個人情報であり、その記載項目によって開示・不開示の判断が可能な場合、存否応答拒否の正当性が争われている場合など、事柄の性格上インカメラ審理を要しない場合がある。

11 ヴォーンインデックス

平成16年度の答申(720件)についてみると、諮問庁から情報公開法27条3項(注)の資料(ヴォーンインデックス)の提出を受けたとの記載があるものは、3件である。

	答申番号	備考
平成16年度	646、647、648	

(注): 本条は、平成17年4月1日より、情報公開法から削除され、情報公開・個人情報保護審査会設置法9条3項が適用されている。

また、上記3件以外にも、これをヴォーンインデックスと呼ぶことが適当であるかどうかは別として、諮問庁が自主的に、あるいは事務局の要請に応じて開示請求対象文書の内容を整理して提出している場合がある。

12 地方での口頭意見陳述聴取の実施

平成16年度に不服申立人等の口頭意見陳述の聴取を、地方において行った実績は、以下のとおりである。

	地方での口頭意見陳述聴取の実績	備考
平成16年度	平成16年12月9日(愛知) 平成16年12月9日~10日(愛媛)	[1部会] [4部会]

13 付言の実績

当審査会では、答申において、諮問庁（又は処分庁）における情報公開制度の運用が不適切である場合や、同制度の運用そのものの問題ではないにしても、同制度の円滑かつ適切な運用を行うために必要な措置について付言を行うことがある。

平成16年度の答申を整理すると、73件の答申において付言がみられ、諮問の遅れなど16の項目にわたって意見が述べられている。

主な項目別件数としては、諮問遅れに対する付言（31件）が最も多く、続いて、開示決定時等の理由の提示に関する付言（15件）、不開示決定通知書における対象文書の表記に関する付言（12件）、文書管理に関する付言（12件）、補正に対する対応に関する付言（10件）などという順になっている。

各項目の主な付言内容は、以下のとおりである（詳細については、14ページからの答申抜粋を参照）。

[注]一つの答申において、複数の項目にわたって付言しているものもあるが、それらについては、便宜上どれか一つの項目にのみ掲載し、重複して掲載はしていない（例えば、答申の（行情）第342号では、開示決定時等の理由の提示の外にも、諮問の遅れに関する付言がなされているが、整理の便宜上、開示決定時等の理由の提示の項目にのみ掲載してある。）。

1) 諮問の遅れ・早期諮問（31）

- ・ 不服申立てがなされてから諮問を行うまで約1年9ヶ月及び2年を経過していることについて、本件諮問事件の具体的内容等を勘案すると、本件諮問が遅きに失したとは一概に言い得ないものの、諮問庁はなお一層の迅速かつ的確な対応をすることが望まれる旨の付言をしたもの。（平成16年度（行情）答申第7号及び同第8号）
- ・ 不服申立てがなされてから諮問を行うまで1年8か月余りを経過していることについて、本件対象文書の量及び記載や不開示理由の内容からして、不服申立てから諮問までにそれほど長期間を必要とするものとは考え難く、遅きに失したものと云わざるを得ないとし、今後においては迅速かつ的確な対応が望まれる旨の付言をしたもの。（平成16年度（行情）答申第161号）
- ・ 不服申立てがなされてから諮問を行うまで4か月を要したことについて、諮問庁における業務の繁忙等を考慮したとしても、「簡易迅速な手続」が実践されたとは言いがたい側面があることは否めないとし、今後、開示決定等に対する不服申立事件における諮問に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる旨の付言をしたもの。（平成16年度（独情）答申第29号）など。

2) 開示決定時等の理由の提示（15）

- ・ 単に「保有していない」との不開示理由の付記について、理由の提示は、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由が開示決定等の通知書面の記載自体から知り得るものでなければならぬことを、今一度強く銘記されたい旨の

付言をしたもの。(平成16年度(行情)答申第342号)

- ・ 不存在の場合の理由付記について、当該事件における文書の探索経緯とその結果、文書作成の有無や廃棄に関する調査結果等について、その概略を記載することなどが考えられる旨の付言をしたもの。(平成16年度(行情)答申第440号)
- ・ 電子データによる複写の交付を求めていた開示請求に対し、電子データはなかったとして、開示決定通知書の開示可能な媒体の種別に文書又は図面と記載したことについて、開示請求において電磁的記録の開示を明示的に求めるときに電磁的記録が存在しなかった場合には、開示決定等通知書において、電磁的記録について不開示とした旨及びその理由を明示するべきであった旨の付言をしたもの。(平成16年度(行情)答申第363号)
- ・ 全部不開示とする場合にあっては、不開示の理由を詳細に説明する趣旨において、差し支えない範囲で、文書の作成時期、作成者、概要等を明らかにすることは、むしろ望ましいものと考えられる旨の付言をしたもの。(平成16年度(行情)答申第437号)
- ・ 開示請求文書と全く異なる件名の文書の開示について、その事情の説明の記載を行うことが理由付記の制度を設けた趣旨に沿うものである旨の付言をしたもの。(平成16年度(行情)答申第438号)
- ・ 不存在による不開示にも関わらず不開示理由が示されていないことについて、これらの文書については不存在であることを理由に不開示とする旨が明記されるべきであったと考えられ、今後適切な対応を徹底することが望まれる旨の付言をしたもの。(平成16年度(行情)答申第560号) など。

3) 不開示決定通知書における対象文書の表記(12)

- ・ 不開示決定通知書において、特定された文書名を表記するのではなく、開示請求者の請求文書名の表記をそのまま記載したことについて、対象文書の表題及びその件数を可能な限り明示するよう諮問庁としては配慮すべきであった旨の付言をしたもの。(平成16年度(行情)答申第150号から第154号)
- ・ 不開示決定通知書の「不開示決定をした行政文書」欄に記載された文書名が、特定をした文書名と異なり、開示請求書に記載された文書名をそのまま転記したものであることについて、今後は特定した実際の文書名を表記するようにすべきものとする旨の付言をしたもの。(平成16年度(独情)答申第28号)
- ・ 大部分が表題のない複数の文書の不開示決定について、不開示決定通知書においては、特定した文書として、当該文書の内容を端的に表した表示、あるいはそれが困難な場合にあっては当該文書の総件数だけでも記載すべき旨の付言をしたもの。(平成16年度(独情)答申第40号)、など。

4) 文書管理(12)

- ・ 不存在とされた対象文書について、その判断は妥当としながら、組織の長同士が

交わした合意文書であることからすれば、その作成に当たっては、起案・決裁といった適正な手続が踏まれ、作成後においては適切な保存等が行われて然るべきであった旨の付言をしたもの。(平成16年度(行情)答申第210号)

- ・ 行政文書ファイルの廃棄又は移管の措置を講じた場合の行政文書ファイル管理簿への廃棄等の追記に関して、諮問庁が随時行うのではなく、翌年度当初に実施する同ファイル管理簿の更新時に行うこととしていることについて、諮問庁の現行の文書管理の運用について検討し、追記が速やかに行われる必要がある旨の付言をしたもの。(平成16年度(行情)答申第271号)
- ・ 文書の不存在的理由について廃棄したかどうか不明とする諮問庁に対し、その原因の一端が、当時の文書管理・保有の方法が適切なものでなかったことにあることは否定できず、今後、行政文書の保有の有無について、国民に対し十分な説明が可能となるよう、文書管理を的確に進めることを期待する旨の付言をしたもの。(平成16年度(行情)答申第329号)
- ・ 開示請求された行政文書の原本が現在所在不明との諮問庁の説明について、行政文書の所在が不明であることは文書管理上問題があると言わざるを得ず、今後の適切な対応が望まれる旨の付言をしたもの。(平成16年度(行情)答申第494号)
- ・ 保存期間が30年と定められている重要な行政文書が現在所在不明となっていることについて、文書管理上極めて不適切であり、問題があると言わざるを得ない旨の付言をしたもの。(平成16年度(行情)答申第615号)
- ・ 重要と考えられる事項について文書処理規程に基づく文書による決裁手続を行っていなかったことについて、たとえその時点で時間的余裕がなかったとしても、事後にでも、意思決定についての文書を作成するといった慎重かつ適切な措置をとることが望ましかった旨の付言をしたもの。(平成16年度(独情)答申第18号)など。

5) 補正に対する対応(10)

- ・ 開示請求者の了解を得て補正をしたとしている開示請求書に記載された行政文書の名称と、開示決定通知書に記載及び実際に開示の実施をした行政文書の名称が異なっていることについて、結果的に文書の特定に誤りはないものの、今後、適切に対応していくことが望まれる旨の付言をしたもの。(平成16年度(行情)答申第101号)
- ・ 処分庁が、審査請求人が補正において訂正を求めた文書は補正の範囲を超えているとして、補正を認めずに元の請求文書のまま不開示決定を行ったことについて、処分庁は、今後、同様の判断をした場合は、書面等によりその趣旨を開示請求人に伝えるようにすることがより適切である旨の付言をしたもの。(平成16年度(行情)答申第206号)
- ・ 処分庁が、審査請求人に請求文書名の補正を行わせただけで存否応答拒否の決定をしたことについて、処分庁が指示した補正は必ずしも不適切とは言えないが、さ

らに、補正後も依然として存否応答拒否される可能性があることを請求人に示唆するなど適切な配慮をすることが望ましかった旨の付言をしたもの。(平成16年度(行情)答申第335号)

- ・ 処分庁が開示請求書の記載内容について審査請求人から電話で聴取し、審査請求人に確認することもせず、結果として、審査請求人の意図とは別の内容の開示請求と解釈することも可能な内容の追記を開示請求書にしてしまったことについて、適切に対応することを望む旨の付言をしたもの。(平成16年度(行情)答申第354号) など。

6) 情報提供(4)

- ・ 開示請求が容易かつ明確に行われるために、たとえば、開示請求を受け付ける段階で可能な限り特定の個人を識別した開示請求とはならないよう情報提供を行うこと、特定の個人を識別した開示請求となる場合には行政文書の存否について応答を拒否される可能性があることを承知した上でのものかどうかの確認を行うなどの適切な配慮をすることが望まれる旨の付言をしたもの。(平成16年度(行情)答申第95号)
- ・ 処分庁の法の理解が十分でなかったために、本来、存否応答拒否とすべきものに対し不開示決定を行ったことについて、処分庁は開示請求の趣旨をくみ取り、存否応答拒否とならないよう、開示請求書の記載について、開示請求者に十分な教示をすべきであった旨の付言をしたもの。(平成16年度(行情)答申第498号)
- ・ 存否応答拒否を避けるための法38条の情報提供等を行ったか否か諮問庁と開示請求人の主張が微妙に異なることについて、諮問庁において法38条の情報提供等の適切な措置がされなかったと認めるに足る証拠はないが、その可能性を完全に否定することもできないとし、開示請求に伴う状況を踏まえ、今後とも、法38条の情報提供等の措置の規定の趣旨を損なうことのないよう、開示請求人に対応されることを望む旨の付言をしたもの。(平成16年度(行情)答申第500号)、など。

7) 開示決定時の調査不足(4)

- ・ 会談録等の開示請求で、当審査会から指摘を受けるまで当該会談が開催されたか否かもわからないとしていた諮問庁の説明について、請求を受けた処分庁が当時の新聞記事等を精査すれば、当日に会談があったことが分かり、理由説明書等で不十分な説明をすることもなかったとして、原処分には当たっては、事案について十分な調査・探索を行うべき旨の付言をしたもの。(平成16年度(行情)答申第345号) など。

8) 審査会に対する対応(4)

- ・ 諮問庁の理由説明が不十分であったため、諮問庁に対して補充の理由説明を求めたが、諮問庁は速やかに応じることなく、第2次決定を行った後に補充理由説明書を提出したのに対し、諮問庁の対応は遺憾との付言をしたもの。(平成16年度(行

情) 答申第 70 号)

- ・ 当審査会の諮問庁からの口頭説明聴取の決定に、諮問庁が対応せず、口頭説明聴取の実施が同決定の通知から半年を経過した後になったことについて、諮問庁の対応は極めて遺憾である旨の付言をしたもの。(平成 16 年度(行情)答申第 84 号)、など。

9) 文書の特定(4)

- ・ 原処分において、もとより存在しなかったにも関わらず、廃棄したため存在しない旨を不開示理由として記載したことについて、単なる推測に基づくものであり、十分な調査・探索に基づかず、廃棄した旨記載したことは不適切であったと言わざるを得ず、行政機関は、原処分時において、十分な調査・探索を行うべき旨の付言をしたもの。(平成 16 年度(行情)答申第 209 号)
- ・ 開示請求時の窓口での誤認識を基に、開示請求人が開示を求めている文書を誤って特定して開示決定を行い、異議申立て後に改めて追加して特定した文書を開示決定したことについて、開示請求者が特別に文書を指定して請求しているのであればともかく、そうでないのであれば、対象文書に該当すると思われるものは確実に特定し、開示決定等すべきであったと思われる旨の付言をしたもの。(平成 16 年度(行情)答申第 243 号)
- ・ 当初対象文書として特定した文書について、開示決定が二転三転し、最終的に対象文書に含まれないとされ、別の文書が特定されたことについて、対象文書の特定及び実際の開示についての処分庁の一連の手続は慎重さを欠くものであったと言わざるを得ず、処分庁においては、手続をより一層、適正、的確に行うことが求められる旨の付言をしたもの。(平成 16 年度(行情)答申第 301 号)、など。

10) 開示決定時の説明不足(3)

- ・ 不開示決定通知書の「不開示とした理由」欄に「当該行政文書は存在しないため。」とのみ記載されていることについて、その理由をより具体的に審査請求人に説明するのが望ましかった旨の付言をしたもの。(平成 16 年度(行情)答申第 65 号)
- ・ 開示決定通知書の記載と実際に開示された文書の記載が異なる場合、開示請求者にその違いが容易に理解できるとは認められないため、開示決定通知書を交付する際にその説明を行うことが望ましかった旨の付言をしたもの。(平成 16 年度(行情)答申第 481 号)、など。

11) 不開示決定通知書の不適切な記載(2)

- ・ 不開示決定通知書の記の 1 及び 2 の表題がそれぞれ「開示する行政文書の名称」、「不開示とした部分とその理由」となっていることについて、原処分があたかも一部開示決定であるかのように誤解されるおそれがあり、処分庁においては開示請求者への通知書の記載について適切なものとするよう対処されたい旨の付言をしたもの。(平成 16 年度(行情)答申第 637 号)、など。

12) 開示請求書の書面による提出(1)

- ・ 本来、別の請求として扱うべきものについて、開示請求者の電話での補正追加を受け、開示請求に係る文書の提出がないにもかかわらず補正があったものとみなして取り扱ったことについて、諮問庁の対応は不適切であったと言わざるを得ない旨の付言をしたもの。(平成16年度(独情)答申第48号)

13) 延長理由の不一致(1)

- ・ 「対象行政文書が著しく大量」との理由で決定期限の延長をしたにも関わらず、「対象文書を保有していない」との不開示決定がされたことについて、延長理由を適切な記載に改めることが望まれる旨の付言をしたもの。(平成16年(行情)答申第187号)

14) 開示決定の迅速・的確化(1)

- ・ 請求受理から開示決定まで2年1か月を要し、追加決定に更に10か月を要したことについて、迅速かつ的確な対応を行うことを強く望む旨の付言をしたもの。(平成16年度(行情)答申第390号)

15) 一部開示決定時の開示決定通知書の記載(1)

- ・ 開示された文書に、開示決定通知書に記載された文書名が記載されておらず、その開示された文書の前後に不開示部分があるにもかかわらず、その旨の説明等がなされていないものについて、全文書の一部を開示対象とする場合には審査請求人にその旨が分かるような措置が必要であり、今後、処分庁においては、同様のことがないよう適切な措置をすることが望まれる旨の付言をしたもの。(平成16年度(行情)答申第650号)

16) 移送(1)

- ・ 事案(文書)の移送に当たって、移送元から異議申立人に送付された諮問庁へ移送した旨の通知に、具体的にどのような文書が移送されたか明確にされていなかったことについて、移送元である行政機関としては、異議申立人への移送の通知の際に移送した文書を明示すべき旨の付言をしたもの。(平成16年度(行情)答申第621号)

諮問の遅れ・早期諮問

不服申立てがなされてから諮問を行うまで約1年9ヶ月及び2年を経過していることについて、本件諮問事件の具体的内容等を勘案すると、本件諮問が遅きに失したとは一概に言い得ないものの、諮問庁はなお一層の迅速かつ的確な対応をすることが望まれる旨の付言をしたもの。

平成16年度（行情）答申第125号、同126号、同150号～同154号、同162号～同166号も同様な付言が行われている。

諮問庁：外務大臣

諮問日：平成15年7月14日（平成15年（行情）諮問第516号）

平成15年7月30日（平成15年（行情）諮問第616号）

答申日：平成16年4月20日（平成16年度（行情）答申第7号及び同第8号）

事件名：特定個人の拉致事件に係る日韓両国政府で交わした文書の一部開示決定に関する件

特定個人の拉致事件に係る昭和48年に日韓両国政府で交わした文書の一部開示決定に関する件

（中略）

第5 審査会の判断の理由

（中略）

4 異議申立人のその他の主張について

（中略）

（4）異議申立人は、本件諮問が異議申立て後約1年9ヶ月及び2年を経過してなされたのは、違法、不当であると主張している。

本件諮問の経緯及び諮問庁の対応についてみると、諮問庁からは、平成15年7月に、本件諮問を含む多数の諮問が一時期においてなされ、不服申立てから諮問までの期間が本件諮問と同じ程度の期間を経過しているものが多数含まれていること及び本件諮問と類似の諮問も多数含まれていることが認められる。

本件諮問事案については、その具体的内容等を勘案すると、上記の多数の諮問事件の中でも、本件諮問が遅きに失したとは一概に言い得ないものの、開示請求権の的確な実現を図るという観点から、今後とも、諮問庁には、開示決定等に対する不服申立て事件における諮問に当たって、なお一層の迅速かつ的確な対応をすることが望まれる。

不服申立てがなされてから諮問を行うまで1年8か月余りを経過していることについて、本件対象文書の量及び記載や不開示理由の内容からして、不服申立てから諮問までにそれほど長期間を必要とするものとは考え難く、遅きに失したものと云わざるを得ないとし、今後においては迅速かつ的確な対応が望まれる旨の付言をしたもの。

平成16年度(行情)答申第70号、同82号、同83号、同85号、同86号、同233号、同276号、同342号~同345号、同438号、同537号、同538号も同様な付言が行われている。

諮問庁：外務大臣

諮問日：平成15年7月25日(平成15年(行情)諮問第568号)

答申日：平成16年7月27日(平成16年度(行情)答申第161号)

事件名：昭和39年11月の米原子力潜水艦の入港に係る対米協議に関する文書の一部開示決定に関する件

(中略)

第5 審査会の判断の理由

(中略)

4 異議申立人のその他の主張について

(中略)

(2) 異議申立人は、本件諮問が異議申立て後1年8か月余りを経過してなされたことについて諮問庁を非難している。これに対して、諮問庁は、上記のような期間が経過したのは、大量の開示請求及び異議申立てが殺到し、その処理に膨大な作業を要したためであるとしている。

上記異議申立人の主張は、上記2及び3で述べた本件決定における当審査会の判断を左右するものではないが、開示決定等に対する不服申立てを受けた行政機関の長においては、遅滞なく諮問を行うことが求められていることは明らかである。

そこで、本件諮問の経緯及び諮問庁の対応についてみると、当審査会としては、諮問庁がどのような不服申立てをどれだけの件数について受け、これに対してどのような調査及び検討を行っているかについての状況を一般的には知ることができる立場にないものの、諮問庁からは、平成15年7月末に、本件諮問を含む多数の諮問が一時期においてなされたことは明らかである。それらの諮問の中には、本件決定と同時期の法施行後間もない時期に開示決定等がされ、不服申立てから諮問までの期間についても本件諮問と同じ程度の期間を経過している80件以上の諮問が含まれていることが認められる。そして、本件諮問の内容についてみると、本件対象文書の量及び記載や不開示理由の内容からして、不服申立てを受けてから諮問を行うまでにそれほど長期間を必要とするものとは考え難いと言わざるを得ない。そうすると、いかに大量の異議申立てが同時期に行われたとは言え、本件諮問について、

諮問庁は、事案の難易や複雑さ等に応じて的確に調査及び検討を行い、遅滞なく諮問を行ったとは言えないものと考えられる。

のみならず、上記のように多数の諮問がなされた時期における諮問庁の理由説明には必ずしも十分とは言えないものが多く含まれており、当審査会においては、本件諮問を含め、諮問庁に対して具体的に補充すべき点を明らかにして補充の理由説明を求めたものである。

このような諮問庁における本件諮問の経緯及びその後の対応にかんがみれば、諮問庁におけるその所掌事務の内容やその繁閑、さらには昨今の国際社会における諸情勢を前提とする外交事務の重要性を十分に勘案したとしても、開示決定等に対する不服申立てへの対応として、本件諮問は遅きに失したものと言わざるを得ない。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における諮問に当たっては、迅速かつ的確な対応をすることを望むものである。

不服申立てがなされてから諮問を行うまで4か月を要したことについて、諮問庁における業務の繁忙等を考慮したとしても、「簡易迅速な手続」が実践されたとは言い難い側面があることは否めないとし、今後、開示決定等に対する不服申立事件における諮問に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる旨の付言をしたもの。

平成16年度（行情）答申第187号も同様な付言が行われている。

諮問庁：独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

諮問日：平成16年9月17日（平成16年（独情）諮問第49号）

答申日：平成16年12月14日（平成16年度（独情）答申第29号）

事件名：民間企業からの出向者一覧の一部開示決定に関する件

（中略）

第5 審査会の判断の理由

（中略）

3 諮問の遅れについて

異議申立人は、異議申立てから情報公開審査会への諮問まで4か月を要している、この間、諮問庁は当初から「諮問する方向だ」と明言していたにもかかわらず、4か月も検討を重ねていたことになる、諮問庁の怠慢のために、ここまで時間がかかっていることになる、情報は適宜開示されなければ、価値も下がると考えるのが適当であり、諮問庁の対応は法の趣旨に著しく反したものと云わざるを得ない旨主張する。

この点に関し、諮問庁による具体的な説明はないが、上記の異議申立てから諮問までの期間については、諮問庁における業務の繁忙等を考慮したとしても、「簡易迅速な手続」が実践されたとは言い難い側面があることは否めないのであり、諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における諮問に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

開示決定時等の理由の提示

単に「保有していない」との不開示理由の付記について、理由の提示は、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由が開示決定等の通知書面の記載自体から知り得るものでなければならないことを、今一度強く銘記されたい旨の付言をしたもの。また、諮問の遅れについても付言をしている。

平成16年度（行情）答申第344号、同345号、同439号、同440号、同441号、平成16年（独情）答申第48号も同様な付言が行われている。

諮問庁：外務大臣

諮問日：平成15年7月28日（平成15年（行情）諮問第588号）

答申日：平成16年10月29日（平成16年度（行情）答申第342号）

事件名：昭和38年4月の大平外相とライシャワー米大使との会談録等の不開示決定（不存在）に関する件

（中略）

第5 審査会の判断の理由

（中略）

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、処分時の理由付記について、「そのような文書は作成していない」、「年月日に廃棄した」などの理由を明記すべきであり、単に「保有していない」としか示していないことは行政手続法に違反する旨主張する。これに対し、諮問庁は、当審査会の先例答申を引用し、本件理由付記が違法でない旨主張しているもので、以下、この点について検討する。

諮問庁が引用する先例答申は、「不開示理由はできる限り具体的に付記することが望ましい」ことを前提として、当該事案における具体的な事情の下、当該決定については、「当該記載以上の理由を付記しなければならないものとは認められない」と判断したものであり、本件においても、処分時において、処分庁が請求者の便宜のためにできる限り具体的に不開示理由を記載することが望ましいことは言うまでもない。本件理由付記が違法とまで言うことができないとしても、本件対象文書についての異議申立人の主張及び諮問庁の説明にかんがみれば、諮問庁においては、少なくとも、単に「保有していない」との理由だけでなく、「文書が存在しない具体的な事情の説明」が可能であったものと思われる。不存在の場合の理由付記としては、当該事件における文書の探索経緯とその結果、文書作成の有無や廃棄に関する調査結果等について、その概略を記載することなどが考えられ、本件については、例えば、「関連する行政文書ファイルを探索したが、本件対象文書は発見できず、また廃棄の記録もないので、本件対象文書は作成されたかどうかは明らかではなく、現時点においては保有していない。」と記載することができたと考えられる。

諮問庁においては、理由付記の制度が、処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨から設けられているものであることから、理由の提示は、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由が、開示決定等の通知書面の記載自体から知り得るものでなければならぬことを、今一度強く銘記されたい。

また、異議申立人は、本件諮問が異議申立て後2年1か月余り経過してされたのは、違法、不当であると主張している。

本件諮問の経緯及び諮問庁の対応についてみると、諮問庁からは、平成15年7月に、本件を含む多数の諮問がされ、それらの諮問の中には、本件と同様、法施行後間もない時期に開示決定等がされ、不服申立てを受けてから上記の時期の諮問まで、長期間を経ているものが多いが、本件諮問の内容についてみると、不服申立てから諮問まで、これほどの長期間を要するものとは到底考え難く、開示決定等に対する不服申立てへの対応として、本件諮問は著しく遅きに失したものと言わざるを得ない。長期間の調査、検討を必要とする案件もあることは理解できるが、今後においては、迅速かつ的確な対応が強く望まれるところである。

不存在の場合の理由付記について、当該事件における文書の探索経緯とその結果、文書作成の有無や廃棄に関する調査結果等について、その概略を記載することなどが考えられる旨の付言をしたもの。また、文書管理についても付言をしている。

平成16年度（行情）答申第441号、平成16年（独情）答申第48号も同様な付言が行われている。

諮問庁：外務大臣

諮問日：平成16年7月15日（平成16年（行情）諮問第474号）

答申日：平成16年12月13日（平成16年度（行情）答申第440号）

事件名：昭和34年6月18日の藤山外相とマッカーサー米大使との会談録等の不開示決定（不存在）に関する件

（中略）

第5 審査会の判断の理由

（中略）

2 本件対象文書の存否について

（中略）

（3）なお、本件対象文書の重要性にかんがみると、これを保有していないとする諮問庁の説明は是認せざるを得ないとしても、国民を納得させるに十分なものとは言えず、その原因の一端が、当時の文書管理・保有の方法が適切なものでなかったことにあることは否定できない。当審査会としては、諮問庁が、今後、行政文書の保有の有無について、国民に対し十分な説明が可能となるよう、文書管理を的確に進めることを期待する。

3 その他の異議申立人の主張について

異議申立人は、処分時の理由付記について、「そのような文書は作成していない」、「年月日に廃棄した」などの理由を明記すべきであり、単に「保有していない」としか示していないことは行政手続法等に違反する旨主張する。これに対し、諮問庁は、当審査会の先例答申を引用し、本件理由付記が違法でない旨説明しているため、以下、この点について検討する。

諮問庁が引用する先例答申は、「できる限り具体的に不開示理由を記載することが望ましいことは言うまでもない」ことを前提として、当該事案における具体的な事情の下、当該決定については、「違法とまでは言うことができない」と判断したものであり、本件においても、処分時において、処分庁が請求者の便宜のためにできる限り具体的に不開示理由を記載することが望ましいことは言うまでもない。本件理由付記が違法とまで言うことができないとしても、諮問庁においては、少なくとも、単に「保有していない」との理由だけでなく、文書が存在しない具体的な事情の説明が可能であったものと思われる。不存在の場合の理由付記としては、当該事件における文書の探索

経緯とその結果、文書作成の有無や廃棄に関する調査結果等について、その概略を記載することなどが考えられ、本件については、例えば、「関連する行政文書ファイルを探索したが、本件対象文書は発見できず、本件対象文書は作成されたかどうかも明らかではなく、現時点においては保有していない。」と記載することができたと考えられる。

諮問庁においては、理由付記の制度が、処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨から設けられているものであることから、理由の提示は、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由が、開示決定等の通知書面の記載自体から知り得るものでなければならぬことを、今一度強く銘記されたい。

電子データによる複写の交付を求めていた開示請求に対し、電子データはなかったとして、開示決定通知書の開示可能な媒体の種別に文書又は図面と記載したことについて、開示請求において電磁的記録の開示を明示的に求めるときに電磁的記録が存在しなかった場合には、開示決定等通知書において、電磁的記録について不開示とした旨及びその理由を明示するべきであった旨の付言をしたもの。

平成16年度（行情）答申第364号、同365号、同493号も同様な付言が行われている。

諮問庁：外務大臣

諮問日：平成16年1月23日（平成16年（行情）諮問第27号）

答申日：平成16年11月12日（平成16年度（行情）答申第363号）

事件名：平成15年6月及び7月分の外務省ホームページ上に掲載されていない記者クラブ配布資料の一部開示決定に関する件

（中略）

第5 審査会の判断の理由

（中略）

3 その他の主張について

（中略）

（2）異議申立人は、本件開示請求において、電子データが存在する場合には電子データによる複写の交付を求めていたものであるが、開示決定通知ではそれについて何ら判断を示していないと主張する。

この点について諮問庁は、本件開示請求に対して特定した行政文書には電磁的記録がなかったため対象文書に電磁的記録を含めなかったものであるが、このことは、開示決定等通知書において開示可能な媒体の種別として文書又は図面と明記し、特定した対象行政文書に電磁的記録は含まれない旨明確に記載しているため、電磁的記録の開示について何ら判断していないとの異議申立人の主張には理由がないと説明する。

当審査会において、諮問庁に、報道課における本件対象文書に係る電磁的記録の取扱いについて確認したところ、文書の作成に当たっては、随時担当者がワード・プロセッサ等で作成するが、記者クラブには文書で配布し、その後の保管も文書で行っており、職員が本件対象文書を電磁的記録の形で組織的に管理・保管しているものではないと説明する。このような諮問庁の説明に不自然、不合理な点があるとは認められず、電磁的記録が存在しなかったとしたことは妥当であると認められる。

また、異議申立人は、開示決定通知において電磁的記録について判断が示されていないと主張するが、開示決定等通知書に開示可能な媒体の種別として文書又は図面と記載されており、本件においては、電磁的記録が存在しないことを前提に一部開示決定が行われたと見ることができる。

しかしながら、開示請求において電磁的記録の開示を明示的に求めるときに電磁的記録が存在しなかった場合には、開示決定等通知書において、電磁的記録について不開示とした旨及びその理由を明示するべきであったと考えられる。

全部不開示とする場合にあって、不開示の理由を詳細に説明する趣旨において、差し支えない範囲で、文書の作成時期、作成者、概要等を明らかにすることは、むしろ望ましいものと考えられる旨の付言をしたもの。

諮問庁：外務大臣

諮問日：平成15年7月24日（平成15年（行情）諮問第557号）

答申日：平成16年12月13日（平成16年度（行情）答申第437号）

事件名：昭和47年8月の大平外相とジョンソン米國務次官との会談録等の不開示決定に関する件

（中略）

第5 審査会の判断の理由

（中略）

4 異議申立人の主張について

異議申立人は、本件不開示決定に際し、本件対象文書の作成日付、文書の作成組織、「 の会議メモ」といった内容についての簡単な記述、ページ数などが示されるべきである旨主張しており、この主張は、理由付記の違法、不当を主張する趣旨を含むものとも解される。

そこで、この点について検討すると、本件においては、対象文書が全部不開示とされているところ、異議申立人の主張に係る記載は、不開示とされた文書の内容に係る事項であることから、不開示決定の時点において、これらの事項が示されなかったとしても、理由付記が違法、不当なものであるとは言えず、したがって、異議申立人の主張は理由がないものと言わざるを得ない。

もっとも、理由付記の制度は、処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨から設けられているものであることから、全部不開示とする場合にあって、不開示の理由を詳細に説明する趣旨において、差し支えない範囲で、文書の作成時期、作成者、概要等を明らかにすることは、むしろ望ましいものと考えられる。

開示請求文書と全く異なる件名の文書の開示について、その事情の説明の記載を行うことが理由付記の制度を設けた趣旨に沿うものである旨の付言をしたもの。また、文書管理及び諮問の遅れについても付言をしている。

諮問庁：外務大臣

諮問日：平成16年7月15日（平成16年（行情）諮問第472号）

答申日：平成16年12月13日（平成16年度（行情）答申第438号）

事件名：「12月6日山田次官在京米大使内話の件」の開示決定に関する件（文書の特定）

（中略）

第5 審査会の判断の理由

（中略）

2 本件開示文書以外の文書の存否について

（中略）

（3）なお、本件開示文書以外の本件請求文書の重要性にかんがみると、これを保有していないとする諮問庁の説明は是認せざるを得ないとしても、国民を納得させるに十分なものとは言えず、その原因の一端が、当時の文書管理・保有の方法が適切なものでなかったことにあることは否定できない。当審査会としては、諮問庁が、今後、行政文書の保有の有無について、国民に対し十分な説明が可能となるよう、文書管理を的確に進めることを期待する。

3 その他の異議申立人の主張について

異議申立人は、本件開示決定に当たって、岸首相とマッカーサー米駐日大使との会談記録そのものが存在しない旨及びその理由を明記していないことについて、法9条及び行政手続法8条違反である旨主張する。これに対し、諮問庁は、本件開示文書を特定し、全部開示決定を行う旨を明記した以上に、同日行われたとされる岸首相とマッカーサー米駐日大使との会談記録そのものが存在しない旨を明記していないことをもって、法9条及び行政手続法8条違反であるとは言えない旨説明している。

そこで検討すると、法に従って開示請求の対象となる文書を特定し開示した場合において、法は開示決定した文書以外には文書がないことについてまでも詳細な説明を求めているとは解されない。しかしながら、本件においては、本件請求文書と全く異なる件名の文書を開示していることから、例えば、「議事録・会議録等そのものの存在は確認できなかったが、同日行われたマッカーサー米駐日大使から山田次官に対する内話において、岸首相と米駐日大使の会談の内容に言及されているため、本件開示文書を対象文書として特定した。」等の事情の説明が可能であったと考えられ、そのような記載を行うことが理由付記の制度を設けた趣旨に沿うものであることは言うまでもない。

また、異議申立人は、処分庁が諮問を行う場合、遅滞なく行うことが義務付けられ

ていると主張している。本件諮問が異議申立て後約1年3か月経過してされていることについては、本件諮問の内容をみても、不服申立てから諮問まで、これほどの長期間を要するものとは到底考え難く、開示決定等に対する不服申立てへの対応として、本件諮問は著しく遅きに失したものと云わざるを得ない。長期間の調査、検討を必要とする案件もあることは理解できるが、今後においては、迅速かつ的確な対応が強く望まれるところである。

不存在による不開示にも関わらず不開示理由が示されていないことについて、これらの文書については不存在であることを理由に不開示とする旨が明記されるべきであったと考えられ、今後適切な対応を徹底することが望まれる旨の付言をしたもの。

諮問庁：防衛庁長官

諮問日：平成16年4月2日（平成16年（行情）諮問第237号）

答申日：平成17年2月17日（平成16年度（行情）答申第560号）

事件名：第2科情報資料の一部開示決定に関する件

（中略）

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

（中略）

以上のことからすると、2001年の第1号から第22号までの文書は、保存期限が到来していたことから、いずれの部署においても廃棄していたとの諮問庁の説明は、不自然、不合理とは言えず、開示請求時において、これらの文書が存在したとは認められない。

ただし、異議申立人が、原処分について、「2001年第1号から第22号までの各号の不開示について、なんら理由を提示していない。」と主張している点については、原処分において、これらの文書については不存在であることを理由に不開示とする旨、明記されて然るべきであったと考えられ、諮問庁において、今後適切な対応を徹底することが望まれる。

不開示決定通知書における対象文書の表記

不開示決定通知書において、特定された文書名を表記するのではなく、開示請求者の請求文書名の表記をそのまま記載したことについて、対象文書の表題及びその件数を可能な限り明示するよう諮問庁としては配慮すべきであった旨の付言をしたもの。また、諮問の遅れに対しても付言をしている。

平成16年度（行情）答申第162号～同166号も同様な付言が行われている。

諮問庁：外務大臣

諮問日：平成15年7月31日（平成15年（行情）諮問第707号から第711号まで）

答申日：平成16年7月21日（平成16年度（行情）答申第150号から第154号）

事件名：平成11年度の報償費の支出の検査に係る請求書、支出決議書、領収書及び支払明細書の不開示決定に関する件

平成10年度の報償費の支出の検査に係る請求書、支出決議書、領収書及び支払明細書の不開示決定に関する件

平成9年度の報償費の支出の検査に係る請求書、支出決議書、領収書及び支払明細書の不開示決定に関する件

平成8年度の報償費の支出の検査に係る請求書、支出決議書、領収書及び支払明細書の不開示決定に関する件

平成12年度の報償費の支出の検査に係る請求書、支出決議書、領収書及び支払明細書の不開示決定に関する件

（中略）

第5 審査会の判断の理由

（中略）

4 異議申立人のその他の主張について

（中略）

（2）異議申立人は、本件不開示決定では不開示とされた文書について特定されておらず、本件開示請求書に書かれた請求文書名を転記したのみで、文書名や通数も定かではないので、行政手続法8条及び法9条に違反し、異議申立人等の反論の道を違法、不当に阻んでいる旨主張する。

確かに、本件開示請求に係る行政文書開示決定等通知書の別紙である開示請求対象行政文書一覧表の中の行政文書の名称等の欄に記載された表記を見ると、当該開示請求書の開示請求する行政文書の名称等の欄に記載された表記をそのまま転記したものであることが認められる。

当該表記は、平成8年度から同12年度までの「外務省報償費の支出を検査した際、外務省から提出を受けた請求書、支出決議書、領収書、支払明細書(図画・電磁的記録も含む)。」というものであり、諮問庁の職員が、開示請求者の求める行政文

書について他の行政文書と識別できるものであると認められ、これに基づき、諮問庁の職員が上記1記載の各文書を、本件開示請求において開示を求められている文書であると判断したことには、特に、不自然、不合理な点は認められない。

また、本件対象文書の表題は上記の表記とは異なるものの、その内容は開示請求者の求めるものに合致していると認められ、本件開示決定等通知書のような表記をしたことをもって、直ちに、本件対象文書の特定について違法があったとは言い難い。

しかしながら、本件対象文書は、上記1に記載したとおり、その表題又は名称によっていくつかの類型に区分され得る点を考慮すれば、本件対象文書の表題に不開示情報が含まれている場合は格別、そうでない場合には、本件対象文書の表題又は名称及びその件数を可能な限り明示するよう、諮問庁としては配慮すべきであったと考えられる。

- (3) 異議申立人は、本件諮問が異議申立て後2年1か月余りを経過してなされたのは、違法、不当であると主張している。

本件諮問の経緯及び諮問庁の対応についてみると、諮問庁からは、平成15年7月末に、本件諮問を含む多数の諮問がなされ、その諮問の中には、本件決定と同時期の法施行後間もない時期に開示決定等がなされたにもかかわらず、不服申立てから諮問までの期間について本件諮問と同じように長期間を経過している諮問が多数含まれていることが認められるが、本件諮問の内容を勘案すると、本件諮問が遅きに失したものと必ずしも言い得ない。

しかしながら、開示請求権の的確な実現を図るという観点から、開示決定等に対する不服申立て事件における諮問に当たって、なお一層の迅速かつ的確な対応をすることが望まれる。

不開示決定通知書の「不開示決定をした行政文書」欄に記載された文書名が、特定をした文書名と異なり、開示請求書に記載された文書名をそのまま転記したものであることについて、今後は特定した実際の文書名を表記するようにすべきものとする旨の付言をしたもの。

諮問庁：独立行政法人国立高等専門学校機構

諮問日：平成16年8月30日（平成16年（独情）諮問第46号）

答申日：平成16年11月26日（平成16年度（独情）答申第28号）

事件名：佐世保工業高等専門学校のセクシュアル・ハラスメント調査委員会最終報告書の
不開示決定に関する件

（中略）

第5 審査会の判断の理由

（中略）

3 異議申立人のその他の主張

（中略）

なお、処分庁は、本件不開示決定の通知書における「不開示決定をした行政文書」欄に「セクシュアル・ハラスメント調査委員会 最終報告書」と表記をしているところ、これは、開示請求書における「請求する行政文書の名称」欄をそのまま転記したものにすぎず、特定した本件対象文書の実際の名称「セクシュアル・ハラスメント調査委員会調査結果報告書」を表記したものとなっていないが、今後の情報公開制度に係る事務処理に当たっては、特定した実際の文書名を表記するようにすべきものとするので、その旨付言しておくこととする。

大部分が表題のない複数の文書の不開示決定について、不開示決定通知書においては、特定した文書として、当該文書の内容を端的に表した表示、あるいはそれが困難な場合にあっては当該文書の総件数だけでも記載すべき旨の付言をしたもの。

諮問庁：独立行政法人科学技術振興機構

諮問日：平成16年10月6日（平成16年（独情）諮問第53号）

答申日：平成17年3月8日（平成16年度（独情）答申第40号）

事件名：特定個人から特定課題の遂行過程における特定事案に関する調査及び対応の依頼を受けて作成又は取得した文書の不開示決定に関する件

（中略）

第5 審査会の判断の理由

（中略）

2 別紙2に掲げる18文書の法5条1号該当性について

（中略）

なお、本件不開示決定通知書においては、複数の文書についてこれを個々に特定するに足りる表示がされていない。

法9条2項は、開示請求に対する措置として、開示請求に係る法人文書の全部を開示しないときは、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならないと規定しているが、この不開示決定の内容としては、不開示決定をした者の名称、不開示決定の日付等のほか、不開示決定に係る法人文書を特定して表示することが理由付記の制度を設けた趣旨に沿うものであることは言うまでもない。

したがって、当該文書の大部分は表題のないものであるが、本件不開示決定通知書においては、特定した文書として、当該文書の内容を端的に表した表示、あるいはそれが困難な場合にあっては当該文書の総件数だけでも、記載すべきものであり、本件不開示決定はこの点において適切を欠くものであったことを付言する。

文書管理

不存在とされた対象文書について、その判断は妥当としながら、組織の長同士が交わした合意文書であることからすれば、その作成に当たっては、起案・決裁といった適正な手続が踏まれ、作成後においては適切な保存等が行われて然るべきであった旨の付言をしたもの。また、文書の特定についても付言をしている。

諮問庁：特許庁長官

諮問日：平成16年3月31日（平成16年（行情）諮問第201号）

答申日：平成16年9月3日（平成16年度（行情）答申第210号）

事件名：特許電子図書館と特定検索システムに係る合意に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件

（中略）

第5 審査会の判断の理由

（中略）

3 本件対象文書の不存在について

（中略）

本件合意文書が作成されたことは、当時の特許庁総務部長の証言等から事実と認められるが、現時点において、本件対象文書を不存在とする上記諮問庁の説明は、不合理なものとは認められない。

さらに、諮問庁は、本件対象文書の存否についての事実を確認するため、特許庁関連部署（総務課、総務部長室及びIPDLを所管する特許情報課特許情報利用推進室）の書架・書庫等を再度入念に調査したが、これによって本件対象文書に該当する文書の存在を確認することはできなかつた旨説明する。この点からみても、本件対象文書が存在するとは認められない。

なお、諮問庁の説明によれば、原処分不開示理由として廃棄したため存在しない旨記載したのは、単なる推測に基づくものであったとされており、十分な調査・探索に基づかず、廃棄した旨記載したことは不適切であったと言わざるを得ない。今後とも、行政機関は、原処分時において、十分な調査・探索を行うべきである。

また、本件対象文書が、当時の特許庁総務部長が特定財団法人理事長との間で交わした合意文書であることからすれば、その作成に当たっては、起案・決裁といった適正な手続が踏まれ、作成後においては適切な保存等が行われて然るべきであったと言える。

行政文書ファイルの廃棄又は移管の措置を講じた場合の行政文書ファイル管理簿への廃棄等の追記に関して、諮問庁が随時行うのではなく、翌年度当初に実施する同ファイル管理簿の更新時に行うこととしていることについて、諮問庁の現行の文書管理の運用について検討し、追記が速やかに行われる必要がある旨の付言をしたもの。

諮問庁：防衛庁長官

諮問日：平成16年4月2日（平成16年（行情）諮問第262号）

答申日：平成16年9月21日（平成16年度（行情）答申第271号）

事件名：「対米関係：TMDカンファレンス：第12回：1/2：エジンバラ：関係資料」
等の不開示決定（不存在）に関する件

（中略）

第5 審査会の判断の理由

（中略）

4 行政文書ファイル管理簿への追記の迅速化について

諮問庁においては、規則上、行政文書ファイルの廃棄又は移管の措置を講じた場合の行政文書ファイル管理簿への廃棄等の追記に関し、その時期について定めがなく、当該追記は、翌年度当初に実施する同ファイル管理簿の更新時に行うこととしているが、仮に当初の更新を終えたとされる平成14年9月の時点で本件対象文書に係る同ファイル管理簿への廃棄の追記がされていたとしても、廃棄の追記がされるまでに本件対象文書の保存期間経過後9か月余を要している状況であり、同ファイル管理簿の内容の適正を確保する観点からは、妥当な処理期間であったとは言えないものと考えられる。

行政文書ファイル管理簿は、開示請求者にとっての重要資料であり、それを手掛かりに請求を行う場合も当然想定されるものであり、その内容が適正でないと、開示請求者に無用の負担を強いることにもつながる。

よって、防衛庁にあっては、現行の文書管理の運用について検討し、廃棄した行政文書に係る行政文書ファイル管理簿への廃棄の追記が、速やかに行われる必要があることを付言する。

文書の不存在の理由について廃棄したかどうか不明とする諮問庁に対し、その原因の一端が、当時の文書管理・保有の方法が適切なものでなかったことにあることは否定できず、今後、行政文書の保有の有無について、国民に対し十分な説明が可能となるよう、文書管理を的確に進めることを期待する旨の付言をしたもの。

平成16年度(行情)答申第344号、同345号、同438号～同441号も同様な付言が行われている。

諮問庁：外務大臣

諮問日：平成16年3月24日(平成16年(行情)諮問第151号)

答申日：平成16年10月22日(平成16年度(行情)答申第329号)

事件名：吉田・片山・芦田各首相とマッカーサー総司令官，ホイットニー民生局長，マーカット経済科学局長との間の書簡の不開示決定(不存在)に関する件

(中略)

第5 審査会の判断の理由

(中略)

2 本件対象文書の存否について

(中略)

(4) なお、本件対象文書の重要性にかんがみると、これを保有していないとする諮問庁の説明は是認せざるを得ないとしても、国民を納得させるに十分なものとは言えず、その原因の一端が、当時の文書管理・保有の方法が適切なものでなかったことにあることは否定できない。当審査会としては、諮問庁が、今後、行政文書の保有の有無について、国民に対し十分な説明が可能となるよう、文書管理を的確に進めることを期待する。

開示請求された行政文書の原本が現在所在不明との諮問庁の説明について、行政文書の所在が不明であることは文書管理上問題があると言わざるを得ず、今後の適切な対応が望まれる旨の付言をしたもの。

諮問庁：外務大臣

諮問日：平成16年7月13日（平成16年（行情）諮問第460号）

答申日：平成17年1月13日（平成16年度（行情）答申第494号）

事件名：理由説明書に記載の秘密指定の解除手続に関する文書の開示決定に関する件（文書の特定）

（中略）

第5 審査会の判断の理由

（中略）

3 開示請求対象となる文書の特定について

（中略）

なお、諮問庁は、本件開示決定の決裁書には、当初、「別紙2」と付記した本件対象文書である「秘密指定区分変更・解除通知」の原本が添付されていたが、中東第二課内での決裁の過程で、原本そのものを決裁書に添付することは好ましくないとの判断から、原本に代えてその写しを決裁書に添付した経緯があると説明する。

このことについて、当審査会が、当初添付されていたとされる原本の提示を求めたところ、諮問庁は、当該文書は、現在、所在が不明であると説明する。

行政文書の所在が不明であることは、文書管理上問題があると言わざるを得ず、今後の適切な対応が望まれる。

保存期間が30年と定められている重要な行政文書が現在所在不明となっていることについて、文書管理上極めて不適切であり、問題があると言わざるを得ない旨の付言をしたもの。

諮問庁：厚生労働省

諮問日：平成16年9月22日（平成16年(行情)諮問第545号）

答申日：平成17年3月10日（平成16年度(行情)答申第615号）

事件名：札幌東労働基準監督署において保管する特定会社の就業規則の不開示決定（不
存在）に関する件

（中略）

第5 審査会の判断の理由

（中略）

2 不開示情報該当性について

（中略）

なお、諮問庁の説明によれば、就業規則の管理については、労働基準行政情報システムにより管理されるようになった平成11年4月1日以前においては、就業規則を届け出た事業場について、整理番号、届出年月日及び事業場名を記載した事業場就業規則受理索引簿を作成していたとのことである。当該文書は、就業規則を届け出た事業場を把握する上で重要な行政文書となるものであり、その重要性にかんがみ保存期間を30年と定めていることからしても、現在その所在が不明となっていることは、文書管理上極めて不適切であり、問題があると言わざるを得ない。

重要と考えられる事項について文書処理規程に基づく文書による決裁手続を行って
なかったことについて、たとえその時点で時間的余裕がなかったとしても、事後にでも、
意思決定についての文書を作成するといった慎重かつ適切な措置をとることが望ましか
った旨の付言をしたもの。

諮問庁：日本道路公団

諮問日：平成16年3月10日（平成16年（独情）諮問第9号）

答申日：平成16年9月17日（平成16年度（独情）答申第18号）

事件名：交通管理業務委託の入札の公示の変更に係る決裁書類等の不開示決定（不存在）
に関する件

（中略）

第5 審査会の判断の理由

（中略）

3 本件対象文書の取扱いについて

本件交通管理業務委託契約に係る競争参加資格に関して、新たに「警察署の交通課，
地域課の職務経験者」を追加するということは、その参加資格要件を緩和するという
重要な事項であると考えべきである。

この点において、競争参加資格に新たに「警察署の交通課，地域課の勤務経験者」を
追加するということは、公団の文書処理規程第2条において、文書で行わなければなら
ない事務処理の例外として規定されている「特に軽易なもの」に直ちに該当するもので
あったとは言い難く、諮問庁が理由説明書の中で述べているように文書による決裁手続
を行っておくべきであり、たとえその時点で時間的余裕がなかったとしても、事後にで
も、意思決定についての文書を作成するといった慎重かつ適切な措置をとることが望ま
しかったものと考えられる。

補正に対する対応

開示請求者の了解を得て補正をしたとしている開示請求書に記載された行政文書の名称と、開示決定通知書に記載及び実際に開示の実施をした行政文書の名称が異なっていることについて、結果的に文書の特定に誤りはないものの、今後、適切に対応していくことが望まれる旨の付言をしたもの。

諮問庁：海上保安庁長官

諮問日：平成16年3月23日（平成16年（行情）諮問第150号）

答申日：平成16年6月25日（平成16年度（行情）答申第101号）

事件名：海上保安庁文書管理規則の開示決定（文書の特定）に関する件

（中略）

第5 審査会の判断の理由

（中略）

2 本件対象文書以外の本件請求文書の存否について

（中略）

なお、原処分においては、開示請求者の了解を得た上で補正したとする行政文書開示請求書には、「海上保安庁文書管理規則（平成13年訓令第34号）の施行文書」と記載したにもかかわらず、それに対する開示決定通知書では「海上保安庁文書管理規則（平成13年3月30日海上保安庁訓令第26号）」を開示する行政文書の名称として記載し、これを開示請求者に対して開示を実施したとのことであるが、上に検討したように、原処分において処分庁が開示請求者へ開示した文書は結果的にはその特定に誤りはないものの、補正されたとする行政文書開示請求書には本件対象文書の訓令番号とは異なる訓令番号（平成13年7月16日の一部改正に係る訓令の番号）のものを記載したまま、その手続が進められたものであると認められることから、今後は、その点に関して、適切に対応していくことが望まれる。

処分庁が、審査請求人が補正において訂正を求めた文書は補正の範囲を超えているとして、補正を認めずに元の請求文書のまま不開示決定を行ったことについて、処分庁は、今後、同様の判断をした場合は、書面等によりその趣旨を開示請求人に伝えるようにすることがより適切である旨の付言をしたもの。

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成16年2月3日（平成16年（行情）諮問第43号）

答申日：平成16年9月3日（平成16年度（行情）答申第206号）

事件名：福岡拘置所エックス線差入品検査機の取扱説明書などの文書の不開示決定（不存在）に関する件

（中略）

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

（1）審査請求人は、補正の過程で請求文書名を「福岡拘置所×線差入品検査機の運用などを定めた文書」と訂正しているが、処分庁は訂正前の「福岡拘置所×線差入品検査機の取扱説明書などの文書」を本件対象文書として特定し、不存在を理由とする不開示決定を行っている。この点について諮問庁は、本件審査請求人が訂正を希望した内容は、当該開示請求の趣旨と異なるものであり、手続上は、いったん当該開示請求を取り下げた上で、訂正内容のとおり記載した開示請求を別途行うべきものであり、処分庁において同人から出された「当該開示請求を維持するとしつつも当該開示請求の趣旨と異なる内容の開示請求に訂正する」旨の意思表示に対して、訂正は認められないとした判断に誤りはないと説明する。確かに、「取扱説明書などの文書」と「運用などを定めた文書」では、趣旨を異にしており、開示請求書の補正の範囲を超えて、新たな開示請求を行うべきものと認められ、処分庁の措置は違法・不当なものとはまでは認められない。しかしながら、処分庁は、この点を審査請求人に教示しておらず、審査請求人にとっては、何故、当初の請求のまま不開示決定がされたかが、明らかになっていないことから、今後、同様の判断をした場合は、書面等によりその趣旨を開示請求人に伝えるようにすることがより適切であると考えられる。

処分庁が、審査請求人に請求文書名の補正を行わせたうえで存否応答拒否の決定をしたことについて、処分庁が指示した補正は必ずしも不適切とは言えないが、さらに、補正後も依然として存否応答拒否される可能性があることを請求人に示唆するなど適切な配慮をすることが望ましかった旨の付言をしたもの。

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成16年6月18日（平成16年（行情）諮問第367号）

答申日：平成16年10月26日（平成16年度（行情）答申第335号）

事件名：新聞報道された特定個人に係る横浜西労働基準監督署の労災認定に係る請求書及び復命書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

（中略）

第5 審査会の判断の理由

（中略）

2 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、行政文書開示請求書に対して行われた補正のうち、処分庁が指定した請求する本件対象文書の名称等は、当初から不開示となることが分かっていた書類の疑いがあると主張する。

労災保険給付の支給決定関係書類は、最終的には実地調査復命書に集約されるが、これは、おおむね各種保険給付に関する請求書、各種調査に関して事業主等から提出された資料、関係者の供述を記録した聴取書、医師の診断書・意見書、各種保険給付の支給又は不支給に関する決議書等から成る。

したがって、本件の場合、処分庁が指示した補正は文書特定を図る上で慎重を期してのものと認められ、必ずしも不適切とは言えないが、さらに、補正後も依然として存否応答拒否される可能性があることを請求人に示唆するなど適切な配慮をすることが望ましかったものと考えられる。

処分庁が開示請求書の記載内容について審査請求人から電話で聴取し、審査請求人に確認することもせず、結果として、審査請求人の意図とは別の内容の開示請求と解釈することも可能な内容の追記を開示請求書にしてしまったことについて、適切に対応することを望む旨の付言をしたもの。

平成16年度（行情）答申第355号～同358号も同様な付言が行われている。

諮問庁：海上保安庁長官

諮問日：平成15年11月11日（平成15年（行情）諮問第819号）

答申日：平成16年11月9日（平成16年度（行情）答申第354号）

事件名：粟津港沖でボートが定置網に絡まり立往生した事件に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件

（中略）

第5 審査会の判断の理由

（中略）

4 その他

上記1のとおり、処分庁は、本件開示請求に当たり、開示請求書の記載内容について審査請求人から電話で聴取した結果を、審査請求人の用いた表現と異なる表現を用いて開示請求書に追加記載したものと認められる。

しかしながら、開示請求権の行使という重要な法律関係の内容を明確にするため、開示請求は書面を提出して行わなければならないとされていることからすると、本件において、開示請求者である審査請求人に自ら補正させるのではなく、処分庁において開示請求書に追加記載し、追加記載した内容について審査請求人に確認することもせず、結果として、審査請求人の意図とは別の内容の開示請求と解釈することも可能な内容の追記をしてしまったことは、開示請求に対する適切な対応とは認められない。

したがって、処分庁及び諮問庁においては、今後同様の事態が生じることのないよう、開示請求、取り分け開示請求内容の補正に当たっては、法の趣旨にのっとり、適切に対応することを望むものである。

情報提供

開示請求が容易かつ明確に行われるために、たとえば、開示請求を受け付ける段階で可能な限り特定の個人を識別した開示請求とはならないよう情報提供を行うこと、特定の個人を識別した開示請求となる場合には行政文書の存否について応答を拒否される可能性があることを承知した上でのものかどうかの確認を行うなどの適切な配慮をすることが望まれる旨の付言をしたもの。また、補正に対する対応についても付言をしている。

平成16年度（行情）答申第230号においても同様な付言が行われている。

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成16年2月25日（平成16年（行情）諮問第71号）

答申日：平成16年6月24日（平成16年度（行情）答申第95号）

事件名：特定求職番号に係る美濃加茂公共職業安定所長発送の特定日付けの求職票に関する事業主答弁書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

（中略）

第5 審査会の判断の理由

（中略）

2 本件対象文書の存否応答拒否について

（中略）

なお、処分庁は、当初の開示請求文書では、文書の特定が困難であるとして、審査請求人に開示請求文書の確認を行い、開示請求文書を「特定個人に関する特定会社からの採否通知書」に補正したとしているものの、開示請求書にその旨の記載等が行われていない。法38条の規定の趣旨に照らせば、開示請求が容易かつ明確に行われるために、たとえば、開示請求を受け付ける段階で可能な限り特定の個人を識別した開示請求とはならないよう情報提供を行うこと、特定の個人を識別した開示請求となる場合には行政文書の存否について応答を拒否される可能性があることを承知した上でのものかどうかの確認を行うなどの適切な配慮をすることが望まれる。また、補正を行った場合には、その内容が分かるように開示請求書にその旨を記載しておくことが望まれる。

処分庁の法の理解が十分でなかったために、本来、存否応答拒否とすべきものに対し不開示決定を行ったことについて、処分庁は開示請求の趣旨をくみ取り、存否応答拒否とならないよう、開示請求書の記載について、開示請求者に十分な教示をすべきであった旨の付言をしたもの。

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成16年9月2日（平成16年（行情）諮問第527号）

答申日：平成17年1月17日（平成16年度（行情）答申第498号）

事件名：特定個人に係る国立がんセンターの診療記録開示委員会議事録の不開示決定に関する件

（中略）

第5 審査会の判断の理由

（中略）

4 情報公開窓口における対応について

本件開示請求において、処分庁は法の理解が十分でなく原処分に至ったと解されるが、開示請求の趣旨をくみ取り、存否応答拒否とならないよう、行政文書開示請求書の記載について、開示請求者に十分な教示をすべきであったと思われるので、この点を付言する。

存否応答拒否を避けるための法38条の情報提供等を行ったか否か諮問庁と開示請求人の主張が微妙に異なることについて、諮問庁において法38条の情報提供等の適切な措置がされなかったと認めるに足る証拠はないが、その可能性を完全に否定することもできないとし、開示請求に伴う状況を踏まえ、今後とも、法38条の情報提供等の措置の規定の趣旨を損なうことのないよう、開示請求人に対応されることを望む旨の付言をしたもの。

諮問庁：外務大臣

諮問日：平成16年3月3日（平成16年（行情）諮問第89号）

答申日：平成17年1月18日（平成16年度（行情）答申第500号）

事件名：「訴訟関係書類の送達について」、「裁判所に対する送達証明書の送付について」及び「捜査共助」の一部開示決定に関する件

（中略）

第5 審査会の判断の理由

（中略）

3 異議申立人のその他の主張について

（中略）

（2）法38条の情報提供等の措置について

異議申立人は、その他にも諮問庁が法38条の開示請求者に対する情報の提供等の適切な措置を取らなかった旨を主張するので検討する。

異議申立人の主張及び諮問庁の説明のいずれによっても争いのない事実として、異議申立人が自らに係る司法共助の関係書類を開示請求する意思が明確であったこと、諮問庁の窓口に何度か直接来訪して担当者と面談をしていること及び異議申立人が入手したい文書が本件対象文書32件中31件までに含まれていないことが認められる。

一方で、諮問庁は、本人情報の開示請求は一般に存否応答拒否になってしまう旨などを教示し、一般的なファイル検索等について教示した旨を主張し、異議申立人は、一般的なファイル検索等についての教示は受けておらず、自力で本件対象文書を特定して開示請求した旨を主張し、そのそれぞれの主張について微妙に異なるものである。

以上の状況にかんがみれば、諮問庁において、法38条の情報提供等の適切な措置がされなかったと認めるに足る証拠はないと言うべきであるが、その可能性を完全に否定することもまたできないことから、諮問庁には、本件開示請求に伴う上記のような状況を踏まえ、今後とも、法38条の情報提供等の措置の規定の趣旨を損なうことのないよう、開示請求人に対応されることを望むものである。

開示決定時の調査不足

会談録等の開示請求で、当審査会から指摘を受けるまで当該会談が開催されたか否かもわからないとしていた諮問庁の説明について、請求を受けた処分庁が当時の新聞記事等を精査すれば、当日に会談があったことが分かり、理由説明書等で不十分な説明をすることもなかったとして、原処分には当たっては、事案について十分な調査・探索を行うべき旨の付言をしたもの。また、文書管理、開示決定時の理由の提示及び諮問の遅れについても付言をしている。

平成16年度（行情）答申第439号も同様な付言が行われている。

諮問庁：外務大臣

諮問日：平成15年7月28日（平成15年（行情）諮問第592号）

答申日：平成16年10月29日（平成16年度（行情）答申第345号）

事件名：昭和34年6月の藤山外相とマッカーサー米大使との会談録等の不開示決定（不存在）に関する件

（中略）

第5 審査会の判断の理由

（中略）

2 本件対象文書の存否について

（中略）

（3）なお、本件対象文書の重要性にかんがみると、これを保有していないとする諮問庁の説明は是認せざるを得ないとしても、国民を納得させるに十分なものとは言えず、その原因の一端が、当時の文書管理・保有の方法が適切なものでなかったことにあることは否定できない。当審査会としては、諮問庁が、今後、行政文書の保有の有無について、国民に対し十分な説明が可能となるよう、文書管理を的確に進めることを期待する。

（4）また、本件において諮問庁は、当審査会の指摘を受けるまでは、本件対象文書に係る会談が開かれたか否かもわからない等としていたが、上記指摘を受け、当時の新聞報道等により会談の開催は確認できたとする。この点については、請求を受けた処分庁が当時の新聞記事等を精査すれば、当日に会談があったことが分かり、理由説明書等で不十分な説明をすることもなかったと考えられる。処分庁においては、原処分には当たっては、当該事案について十分な調査・探索を行うべきである。

3 その他の異議申立人の主張について

異議申立人は、処分時の理由付記について、「そのような文書は作成していない」、「年月日に廃棄した」などの理由を明記すべきであり、単に「保有していない」としか示していないことは行政手続法に違反する旨主張する。これに対し、諮問庁は、当審査会の先例答申を引用し、本件理由付記が違法でない旨説明しているため、以下、

この点について検討する。

諮問庁が引用する先例答申は、「不開示理由はできる限り具体的に付記することが望ましい」ことを前提として、当該事案における具体的な事情の下、当該決定については、「当該記載以上の理由を付記しなければならないものとは認められない」と判断したものであり、本件においても、処分時において、処分庁が請求者の便宜のためにできる限り具体的に不開示理由を記載することが望ましいことは言うまでもない。本件理由付記が違法とまで言うことができないとしても、本件対象文書についての異議申立人の主張及び諮問庁の説明にかんがみれば、諮問庁においては、少なくとも、「保有していない」との理由だけでなく、「文書が存在しない具体的な事情の説明」が可能であったものと思われる。不存在の場合の理由付記としては、当該事件における文書の探索経緯とその結果、文書作成の有無や廃棄に関する調査結果等について、その概略を記載することなどが考えられ、本件については、例えば、「関連する行政文書ファイルを探したが、本件対象文書は発見できず、本件対象文書は作成されたかどうかも明らかではなく、現時点においては保有していない。」と記載することができたと考えられる。

諮問庁においては、理由付記の制度が、処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨から設けられているものであることから、理由の提示は、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由が、開示決定等の通知書面の記載自体から知り得るものでなければならないことを、今一度強く銘記されたい。

また、異議申立人は、本件諮問が異議申立て後1年半以上経過してされたのは、違法、不当であると主張している。

本件諮問の経緯及び諮問庁の対応についてみると、諮問庁からは、平成15年7月に、本件を含む多数の諮問がされ、それらの諮問の中には、本件と同様、法施行後間もない時期に開示決定等がされ、不服申立てを受けてから上記の時期の諮問まで、長期間を経ているものが多いが、本件諮問の内容についてみると、不服申立てから諮問まで、これほどの長期間を要するものとは到底考え難く、開示決定等に対する不服申立てへの対応として、本件諮問は著しく遅きに失したものと言わざるを得ない。長期間の調査、検討を必要とする案件もあることは理解できるが、今後においては、迅速かつ的確な対応が強く望まれるところである。

審査会に対する対応

諮問庁の理由説明が不十分であったため、諮問庁に対して補充の理由説明を求めたが、諮問庁は速やかに応じることなく、第2次決定を行った後に補充理由説明書を提出したものの対し、諮問庁の対応は遺憾との付言をしたもの。また、開示決定時の調査不足や諮問の遅れについても付言をしている。

諮問庁：外務大臣

諮問日：平成15年7月28日（平成15年（行情）諮問第594号）

答申日：平成16年6月18日（平成16年度（行情）答申第70号）

事件名：昭和29年10月の岡崎外相とロバートソン米国務次官補との会談録等の不開示決定（不存在）に関する件

（中略）

第5 審査会の判断の理由

（中略）

2 本件対象文書以外の本件請求文書に係る文書について

（中略）

（2）開示の経緯について

（中略）

一般に、過去の様々な外交上の会談において取り上げられたすべての議題及び内容を正確に把握し、当該議題等の名称を含むすべてのファイルについて漏れなく探索することは、会談に種々の形態があることなどを考慮したとき、必ずしも容易でない場合があることは想像できなくもないが、本件会談について言えば、外務大臣自身が交渉に当たった会談であること、また、当該会談の主要な議題が第五福竜丸原爆被災事件に関するものであること、さらに、本件対象文書の内容が既に外交資料館で公開されていたことからすれば、第1次決定を行うに当たり、処分庁が文書を的確に探索したものであること、今後においては、適切にして十分な探索を望むものである。

（中略）

4 諮問の遅延と諮問庁の対応について

異議申立人は、本件異議申立ては、異議申立てから諮問まで2年が経っており、いかなる事情があれ、申立てを軽んじて放置した以外に考えられない旨主張する。

本件諮問の経緯及び諮問庁の対応についてみると、諮問庁からは、平成15年7月に、本件を含む多数の諮問がされ、それらの諮問の中には、本件と同様、法施行後間もない時期に開示決定等がされ、不服申立てを受けてから上記の時期の諮問まで、長期間を経ているものが多い。長期間の調査、検討を必要とする案件もあることは理解できるが、本件諮問の内容についてみると、不服申立てから諮問まで、これほどの長

期間を要するものとは考え難く、開示決定等に対する不服申立てへの対応として、本件諮問は遅きに失したものと云わざるを得ない。今後においては、迅速かつ的確な対応が望まれるところである。

さらに、上記のように多数の諮問がされた時期における諮問庁の理由説明には必ずしも十分とは言えないものが多く含まれており、当審査会においては、諮問庁に対して具体的に補充すべき点を明らかにして補充の理由説明を求めたところ、本件諮問について言えば、諮問庁は速やかにこれに応じることなく、第2次決定を行った後に補充理由説明書を提出したものである。当審査会及び異議申立人に対するこのような諮問庁の対応は、時機を失したものであり、遺憾と言わざるを得ないので、この点付言する。

当審査会の諮問庁からの口頭説明聴取の決定に、諮問庁が対応せず、口頭説明聴取の実施が同決定の通知から半年を経過した後になったことについて、諮問庁の対応は極めて遺憾である旨の付言をしたもの。

平成16年度(行情)答申第82号、同83号も同様な付言が行われている。

諮問庁：外務大臣

諮問日：平成15年7月7日(平成15年(行情)諮問第478号)

答申日：平成16年6月22日(平成16年度(行情)答申第84号)

事件名：昭和44年11月の佐藤首相とニクソン米大統領との有事の沖縄への核兵器搬入
についての合意議事録の不開示決定(不存在)に関する件

(中略)

第5 審査会の判断の理由

(中略)

3 諮問庁の諮問後の対応について

当審査会は諮問庁から口頭説明を聴取することを決定し、諮問庁にその旨通知し、日程の調整を求めた。しかるに、諮問庁は何ら具体的対応をしないままいたずらに日時を経過し、口頭説明聴取を実施することができたのは通知から半年を経過した後のことであった。諮問庁において日々直面する外交案件の処理に追われ、特にこの期間には重要かつ困難な問題が山積していたとの事情を考慮しても、諮問庁の対応は情報公開制度の趣旨に則した真摯な取組に欠けるものであったというほかなく、極めて遺憾である。

文書の特定

原処分において、もとより存在しなかったにも関わらず、廃棄したため存在しない旨を不開示理由として記載したことについて、単なる推測に基づくものであり、十分な調査・探索に基づかず、廃棄した旨記載したことは不適切であったと言わざるを得ず、行政機関は、原処分時において、十分な調査・探索を行うべき旨の付言をしたもの。

平成16年度（行情）答申第210号も同様な付言が行われている。

諮問庁：特許庁長官

諮問日：平成16年3月31日（平成16年（行情）諮問第200号）

答申日：平成16年9月3日（平成16年度（行情）答申第209号）

事件名：特許電子図書館と特定検索システムに関する再確認に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件

（中略）

第5 審査会の判断の理由

（中略）

3 本件対象文書の不存在について

異議申立人は、原処分における不開示理由が、廃棄したため存在しないとされていたことから、廃棄期間等の記載がないとともに、国策たる産業財産権情報提供システムに関する情報であるため、本来長期間保存されるべきものであるとして、当該文書が存在すべき旨主張する。

これに対して、諮問庁は、本件対象文書が、行政庁（特許庁）と公益法人（特定財団法人）の間でされた再確認に関するものであれば、庁内の意思決定を行うための手続として起案・決裁が行われてしかるべきところ、平成12年当時の庁番接受簿（文書番号の取得等のための帳簿）について、本件対象文書に相当する行政文書の起案・決裁を行った事実があるかどうか調査したが、そのような形跡は認められなかった、

平成12年当時の元総務部長本人に確認したところ、同人が、特定財団法人理事長と懇談した際に、特定財団法人理事長から、平成10年当時の総務部長と特定財団法人理事長が署名したと思われる文書を示されたが、自身は署名も何もせずに特定財団法人理事長に持ち帰ってもらったとのことである等として、上記のように本件対象文書は、もとより存在しなかった旨説明する。

本件対象文書は、本件合意文書を基礎としてその再確認のためのものであるが、本件合意文書が、作成されたことは平成16年度（行情）答申第210号のとおり事実と認められるが、さらに再確認のため署名・押印が行われ、本件対象文書が作成されたことを裏付ける事情は存在しない。

さらに、諮問庁は、本件対象文書の存否についての事実を確認するため、特許庁関連部署（総務課、総務部長室及びI P D Lを所管する特許情報課特許情報利用推進室）

の書架・書庫等を再度入念に調査したが、これによって本件対象文書に該当する文書の存在を確認することはできなかった旨説明する。

これらの点からみて、本件対象文書が存在するとは認められない。

なお、諮問庁の説明によれば、原処分不開示理由として廃棄したため存在しない旨記載したのは、単なる推測に基づくものであったとされており、十分な調査・探索に基づかず、廃棄した旨記載したことは不適切であったと言わざるを得ない。今後とも、行政機関は、原処分時において、十分な調査・探索を行うべきである。

開示請求時の窓口での誤認識を基に、開示請求人が開示を求めている文書を誤って特定して開示決定を行い、異議申立て後に改めて追加して特定した文書を開示決定したことについて、開示請求者が特別に文書を指定して請求しているのであればともかく、そうでないのであれば、対象文書に該当すると思われるものは確実に特定し、開示決定等すべきであったと思われる旨の付言をしたもの。

諮問庁：特許庁長官

諮問日：平成16年3月19日（平成16年（行情）諮問第126号）

答申日：平成16年9月17日（平成16年度（行情）答申第243号）

事件名：前特許庁長官の特定会社の顧問への天下り又は再就職に係る文書の不開示決定（不存在）に関する件

（中略）

第5 審査会の判断の理由

（中略）

5 適切な文書の特定について

諮問庁は、開示請求を窓口で受け付けた際に、担当者が「当庁長官の離職後の再就職に関する事務は経済産業省の所掌に属するものと思われるから、当庁には開示を希望する文書が存在しない可能性が高く、むしろ経済産業省に開示請求した方がよいのではないか」との教示をしたにもかかわらず、開示請求がされたことから、開示請求人が開示を求めている文書は、特許庁だけでしか作成・取得できない文書であると思い込み、特定の元特許庁長官の再就職の人事院への申出に関する起案文書であると認識してしまったため第1決定のような判断をしたとしている。

しかしながら、文書の特定に当たっては、開示請求者が特別に文書を指定して請求しているのであればともかく、そうでないのであれば、対象文書に該当すると思われるものは確実に特定し、開示決定等すべきであったと思われるので、この点を付言する。

当初対象文書として特定した文書について、開示決定が二転三転し、最終的に対象文書に含まれないとされ、別の文書が特定されたことについて、対象文書の特定及び実際の開示についての処分庁の一連の手続は慎重さを欠くものであったと言わざるを得ず、処分庁においては、手続をより一層、適正、的確に行うことが求められる旨の付言をしたもの。

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成16年7月6日（平成16年（行情）諮問第438号）

答申日：平成16年10月8日（平成16年度（行情）答申第301号）

事件名：福岡拘置所の動体管理システム運用記録簿の一部開示決定に関する件

（中略）

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

（1）文書特定における過誤

本件対象文書の特定に際しては、上記第3の1のとおり、福岡拘置所において開示する行政文書を取り違え、処分庁においても当該過誤に気付かぬまま、本件対象文書とは別の発報報告書（平成15年8月2日から同月23日までの分）を開示する行政文書として特定し、一部を開示する決定を行ったものである。

同決定に対し、審査請求人は平成15年11月26日付け書簡により、開示文書の差し替えを処分庁に求め、処分庁は同年12月12日に本件対象文書を審査請求人に送付するとともに、諮問庁との協議を経て、平成16年7月2日付け福管総発第219号をもって、開示する行政文書として上記発報報告書に追加する形で、本件対象文書について、その一部を開示する決定を行った。

しかしながら、処分庁は、発報報告書については、保管場所や決裁が運用記録簿とは別々にされていることから、本件対象文書には発報報告書は含まれないものと再考の上、平成16年8月25日付け福管総発第258号により、発報報告書に運用記録簿を追加した上記平成16年7月2日付け一部開示決定を訂正し、本件対象文書としては、運用記録簿のみが該当する旨、審査請求人に通知している。

このように 対象文書の特定及び実際の開示についての処分庁の一連の手続をみると、慎重さを欠くものであったと言わざるを得ず、今後、処分庁においては、手続をより一層、適正、的確に行うことが求められる。

開示決定時等の説明不足

不開示決定通知書の「不開示とした理由」欄に「当該行政文書は存在しないため。」とのみ記載されていることについて、その理由をより具体的に審査請求人に説明するのが望ましかった旨の付言をしたもの。

平成16年度（行情）答申第66号も同様な付言が行われている。

諮問庁：検事総長

諮問日：平成15年12月18日（平成15年（行情）諮問第877号）

答申日：平成16年6月17日（平成16年度（行情）答申第65号）

事件名：長崎地方検察庁佐世保支部において総務課長が対応内容の録音を認めた根拠となる文書の不開示決定（不存在）に関する件

（中略）

第5 審査会の判断の理由

（中略）

2 本件対象文書の不存在について

（中略）

なお、本件行政文書不開示決定通知書の「2 不開示とした理由」欄には「当該行政文書は存在しないため。」とのみ記載されているが、本件における録音の可否は、上記の諮問庁の説明のとおり担当職員の裁量により判断されたものであり、そのため根拠となる文書は存在しないということを審査請求人に説明するのが望ましかったと考えられる。

開示決定通知書の記載と実際に開示された文書の記載が異なる場合、開示請求者にその違いが容易に理解できるとは認められないため、開示決定通知書を交付する際にその説明を行うことが望ましかった旨の付言をしたもの。

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成15年12月5日（平成15年（行情）諮問第856号）

答申日：平成16年12月17日（平成16年度（行情）答申第481号）

事件名：横浜公共職業安定所が保有する特定地方公共団体が設置した図書館の事業所台帳
ヘッダー2照会の一部開示決定に関する件

（中略）

第5 審査会の判断の理由

（中略）

3 本件不開示部分の存否について

（中略）

しかしながら、開示決定通知書の記載が、平成12年8月1日から平成15年7月31日までとなっているにもかかわらず、開示された文書では、平成13年3月から記載されており、開示請求者にその違いが容易に理解できるものとは認められない。このため、処分庁においては、開示文書である「事業所台帳ヘッダー2照会（平成12年8月1日から平成15年7月31日まで）」に記載された内容が平成13年3月からのものとなっているのは、事業所台帳ヘッダー2照会においては、データベースの容量上の制限から、被保険者の異動のあった月分のみデータしか出力されず、平成12年8月1日から平成13年2月末日までの間には、被保険者の異動がなかったため記載されていない旨の説明を、行政文書開示決定通知書を交付する際に行うことが望ましかったと考えられる。

不開示決定通知書の不適切な記載

不開示決定通知書の記の1及び2の表題がそれぞれ「開示する行政文書の名称」、「不開示とした部分とその理由」となっていることについて、原処分があたかも一部開示決定であるかのように誤解されるおそれがあり、処分庁においては開示請求者への通知書の記載について適切なものとするよう対処されたい旨の付言をしたもの。

平成16年度（行情）答申第640号も同様な付言が行われている。

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成16年3月22日（平成16年（行情）諮問第138号）

答申日：平成17年3月18日（平成16年度（行情）答申第637号）

事件名：「使用停止等処分基準及び緊急措置基準の取扱いについて」の不開示決定に関する件

（中略）

第5 審査会の判断の理由

（中略）

7 本件の不開示決定通知書について

本件の「行政文書不開示決定通知書」をみると、記の1及び2の表題がそれぞれ「開示する行政文書の名称」、「不開示とした部分とその理由」となっていることが認められ、原処分があたかも一部開示決定であるかのように誤解されるおそれがある。

したがって、処分庁においては、開示請求者への通知書の記載について、適切なものとするよう対処されたい。

開示請求書の書面による提出

本来、別の請求として扱うべきものについて、開示請求者の電話での補正追加を受け、開示請求に係る文書の提出がないにもかかわらず補正があったものとみなして取り扱ったことについて、諮問庁の対応は不適切であったと言わざるを得ない旨の付言をしたもの。また、開示決定時の理由の提示についても付言をしている。

諮問庁：独立行政法人環境再生保全機構

諮問日：平成16年2月24日（平成16年（独情）諮問第6号）

答申日：平成17年3月29日（平成16年度（独情）答申第48号）

事件名：環境事業団の管理地に係る民間産業廃棄物処理施設の状況が分かる文書等の不開示決定に関する件

（中略）

第5 審査会の判断の理由

（中略）

4 その他

諮問庁は、文書の開示請求は、文書の請求内容について環境事業団から電話照会した際に開示請求者が電話で補正追加したものである、環境事業団として、正式な開示請求ではなく、開示請求に係る文書の提出もないが補正があったものとみなして取り扱うこととしたものである旨説明する。

当審査会において、開示請求書及び不開示決定通知書を確認したところ、文書の請求内容は、文書の請求内容を補正したものではなく、全く別個の請求内容であると認められる。

開示請求権の行使という重要な法律関係の内容を明確にするため、開示請求は書面を提出して行わなければならないとされていることからすると、本件開示請求に対する諮問庁の対応は不適切であったと言わざるを得ない。

加えて、文書の開示請求に対する不開示の理由として、不開示決定通知書には単に「不存在」としか記載されていないが、理由の提示としては不十分であるとのそしりを免れず、処分時において、処分庁が開示請求者の便宜のためにできる限り具体的に不開示理由を記載することが望ましいことは言うまでもない。本件対象文書についての異議申立人の主張及び諮問庁の説明にかんがみれば、諮問庁においては、少なくとも、単に「保有していない」との理由だけでなく、「文書が存在しない具体的な事情の説明」が可能であったものと思われる。不存在の場合の理由の提示としては、当該事案における文書の探索経緯とその結果、文書作成の有無や廃棄に関する調査結果等について、その概略を記載することなどが考えられ、本件については、例えば、「環境事業団が管理する用地は、地球環境保全に寄与し、生活環境の維持改善、自然環境の保全等を図ることを目的に整備されているものであり、その建設目的からして、これら

の用地を民間産業廃棄物処理施設に使用させることはできず、現に使用させていないため、開示請求に係る文書は保有していない。」と記載することができたと考えられる。

諮問庁においては、理由の提示の制度が、処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨から設けられているものであることから、理由の提示は、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由が、不開示決定の通知書面の記載自体から知り得るものでなければならないことを、今一度強く銘記されたい。

以上付言する。

延長理由の不一致

「対象行政文書が著しく大量」との理由で決定期限の延長をしたにも関わらず、「対象文書を保有していない」との不開示決定がされたことについて、延長理由を適切な記載に改めることが望まれる旨の付言をしたもの。また、諮問の遅れ及び開示決定時の調査不足についても付言をしている。

諮問庁：外務大臣

諮問日：平成15年7月31日（平成15年（行情）諮問第648号）

答申日：平成16年8月6日（平成16年度（行情）答申第187号）

事件名：刑事確定訴訟記録の閲覧許可に係る米国司法省への照会に関する一切の記録の不
開示決定（不存在）に関する件

（中略）

第5 審査会の判断の理由

（中略）

3 異議申立人の主張について

異議申立人は、開示決定期限の延長理由と不開示理由の不一致、異議申立てから諮問まで長期間を要していること等について種々主張している。

上記のとおり、本件対象文書を保有していないとする諮問庁の説明を覆すに足る証拠のない本件において、異議申立人の上記主張は、いずれも当審査会の上記判断を左右するものとは認められない。

しかし、本件開示請求においては、平成13年10月10日の開示請求後、同14年5月24日まで開示期限が延長され、同期限徒過後の同月27日に本件対象文書の不存在を理由とする不開示決定がされ、同年7月9日の異議申立ての後、1年22日後の同15年7月31日に至って諮問がされたという、長きにわたる経緯をたどったものである。

このような経過に関する異議申立人の上記主張は、情報公開制度の運用において、旨とすべき事柄を含むものと認められるので、審査会の立場から言及すべきと認められる若干の事項について付言する。

(1) 理由の不一致について

異議申立人は、処分庁が、「対象行政文書が著しく大量」であること等を理由に、平成13年12月10日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、同14年5月24日までに開示決定等する予定である旨通知していたのに、同月27日には、本件対象文書を「保有していない」として不開示決定を行ったもので、上記通知と不開示決定の理由が全く一致しない旨主張する。

これに対し、諮問庁は、本件関係文書の有無を特定する上で著しく多数の行政文書を確認する必要があり、著しく多数の開示請求が一部の局課に集中していたため、

検索に時間を要する見込みであったことから、法 1 1 条を適用して決定期限を延長し、延長を通知したもので、上記の事情に即して考えれば、延長の理由を機械的に「対象行政文書が著しく大量であり」と記載して説明したのは不適切であったとも思われる旨説明する。

本件文書探索の経緯が諮問庁の説明の通りであったとしても、上記の通知の記載からは、諮問庁の述べるような事情が開示請求者に十分伝わるとは認め難く、今後は適切な記載に改めることが望まれる。

(2) 諮問の遅れについて

異議申立人は、本件において、諮問庁は、異議申立てから諮問までに 1 年と 2 2 日かかっているが、簡易かつ迅速な処理を前提とすることを基本に解釈すれば、諮問は可能な限り速やかに、遅滞なく行うのが法の趣旨である以上、いかなる理由をもってしても正当化できない旨主張する。

この点に関し、諮問庁による具体的な説明はないが、上記の異議申立てから諮問までの期間については、諮問庁における業務の繁忙等を考慮したとしても、「簡易迅速な手続」による救済とは言い難い側面があることは否めないのであり、諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における諮問に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

4 調査の手法等について

上記のとおり、本件開示請求がされた平成 1 3 年 1 0 月 1 0 日の時点においては、本件対象文書に該当すると認められる、平成 1 1 年 4 月 2 2 日付けの公電 2 通の電子データが存在していた可能性が極めて高い。

諮問庁は、開示請求を受けた際の主管課における探索方法について、他の課の電子データの検索までは配慮が行き届かなかったものと思われる旨説明するが、現に、平成 1 3 年 8 月から 1 0 月の時点において、当時の担当者が上記公電について日付を特定して法務省に回答しているのであるから、開示請求を受けた主管課としては、単に保管文書を探索するのみならず、当時の担当者に上記回答の経緯を確認するなどしさえすれば、前記データも消去前に発見し得たと思われるのであり、このように比較的容易と思われる調査を怠り、漫然上記データを消去させた疑いが濃厚であることについては、極めて遺憾というほかなく、今後、電子データを含めた行政文書の探索等、調査手法の工夫が望まれる。

開示決定の迅速・的確化

請求受理から開示決定まで2年1か月を要し、追加決定に更に10か月を要したことについて、迅速かつ的確な対応を行うことを強く望む旨の付言をしたもの。また、異議申立て後の追加決定においては、その文書特定の経緯など不開示とした理由をより具体的に付記すべきとの開示決定時の理由の提示についても付言をしている。

諮問庁：外務大臣

諮問日：平成16年4月12日（平成16年（行情）諮問第305号）

答申日：平成16年11月19日（平成16年度（行情）答申第390号）

事件名：岸総理・マッカーサー米大使会談要旨（訪米予備会談）等の開示決定に関する件
（文書の特定）

（中略）

第5 審査会の判断の理由

（中略）

4 理由の付記について

異議申立人は、諮問庁は、当初決定において特定した文書以外の本件請求文書に該当する文書の存否すら明らかにしておらず、仮に不存在とする場合にも、その理由の説明を政府機関に求める法1条、行政手続法8条及び法9条によって義務付けられた説明責任を果たしておらず、当初決定は違法、不当なものであると主張する。

これに対し、諮問庁は、当初決定において特定した文書を全部開示する決定を行っており、開示決定等通知書には、本件開示請求については今回が最後の開示決定等になる旨、したがって、文書1から11までの文書が、本件請求文書に該当する文書のすべてである旨明記している、また、法9条に規定する全部を開示するときに当たる当初決定については、他に本件請求文書に該当する文書が存在しない理由を付記すべき特段の理由は見いだされないと説明する。

そこで検討すると、法に従って開示請求の対象となる文書を特定し開示した場合において、法は開示決定した文書以外には文書がないことについてまでも詳細な説明を求めているとは解されない。

本件開示請求については、当初決定において、本件請求文書に該当する文書として特定した文書をすべて開示したところであるが、上記1記載のとおり、本件諮問後に追加決定が行われたところである。

追加決定の開示決定等通知書には、文書14及び15を不開示とした理由として、「当省では該当する文書を保有していません」と記載されている。その記載が違法であるとまで言うことはできないとしても、本件の場合、本件請求文書に該当する文書すべてについて決定することを求めてされた本件異議申立て後に追加決定が行われたことにかんがみると、例えば、上記第3の2（2）記載のような、文書14及び15

を特定した経緯，当該文書の探索経緯とその結果などの当該文書を不開示とした理由を具体的に付記することが可能であったと考えられ，そのような記載を行うことが理由付記の制度を設けた趣旨に沿うものであることは言うまでもない。

5 期限の特例の遵守について

異議申立人は，法10条及び11条は，開示請求から決定までの期限を明確に定めているにもかかわらず，当初決定は，請求受理から2年1か月を要し，その間に部分的な先行決定すらも一切行っていない違法なものであると主張する。

当審査会において，諮問庁から本件開示請求の受理から当初決定までの間に諮問庁から異議申立人あてに通知した文書4通の提示を受けて確認したところ，上記第3の1(2)イ記載のとおり経緯で当初決定に至ったことが認められた。

本件開示請求については，請求対象が40年以上前の会談等に係る文書であり，かつ，請求内容が当該会談内容に係る文書を網羅的に含んでいること，諮問庁の説明によれば，主管課及び関係課の関連業務が著しく増大していたことが認められる。

したがって，本件開示請求において，保有している文書からの検索，特定には，ある程度の困難が存在したことは理解できるものの，本件対象文書の文書量にかんがみると，請求の受理から当初決定までの間に2年余もの長期間を必要とするものとは到底考え難いと言わざるを得ない。また，上記1記載のとおり，追加決定を行うこととなり，更に10か月を要することとなったこの間の諮問庁の対応は遺憾というほかない。諮問庁においては，今後，開示請求に対する決定に当たっては，迅速かつ的確な対応を行うことを強く望むものである。

一部開示決定時の開示決定通知書の記載

開示された文書に、開示決定通知書に記載された文書名が記載されておらず、その開示された文書の前後に不開示部分があるにもかかわらず、その旨の説明等がなされていないものについて、全文書の一部を開示対象とする場合には審査請求人にその旨が分かるような措置が必要であり、今後、処分庁においては、同様のことがないよう適切な措置をすることが望まれる旨の付言をしたもの。

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：平成16年6月21日（平成16年(行情)諮問第379号）

答申日：平成17年3月29日（平成16年度(行情)答申第650号）

事件名：緊急事態に我が国が採るべき対応について関係省庁が検討・討議した会議議事録概要等の一部開示決定等に関する件

（中略）

第5 審査会の判断の理由

（中略）

2 不開示情報該当性について

（中略）

（10）上記（7）に掲げる文書16の開示文書には、開示決定通知書に記載された行政文書の名称「在外邦人等の保護に関する整理（案）」が記載されておらず、また、同開示文書は右行政文書の一部開示であるにもかかわらず、その前後に不開示部分が存在している旨の説明等がされていないため、審査請求人が開示文書が当該行政文書のすべてであるかの誤解を招きかねない状況が認められる。全文書の一部を開示対象とする場合には、審査請求人にその旨が分かるような措置が必要であるため、今後、処分庁においては、同様のことがないよう適切な措置をすることが望まれる。

移送

事案（文書）の移送に当たって、移送元から異議申立人に送付された諮問庁へ移送した旨の通知に、具体的にどのような文書が移送されたか明確にされていなかったことについて、移送元である行政機関としては、異議申立人への移送の通知の際に移送した文書を明示すべき旨の付言をしたもの。

諮問庁：外務大臣

諮問日：平成16年12月13日（平成16年（行情）諮問第703号）

答申日：平成17年3月14日（平成16年度（行情）答申第621号）

事件名：「異議申立への対応に係る協力について（回答）」の一部開示決定に関する件（文書の特定）」

（中略）

第5 審査会の判断の理由

（中略）

2 文書の特定について

（中略）

なお、本件事案（文書）の移送に当たっては、移送元である厚生労働大臣から異議申立人に送付された諮問庁へ移送した旨の通知について、具体的にどのような文書が移送されたか明確にされていなかったと認められる。上記のとおり移送というものは文書を特定して行われるものであるから、かかる事案における移送元である行政機関としては、異議申立人への移送の通知の際に、移送した文書を明示すべきであることを付言する。